

前九年合戦・安倍氏研究事業

平成 30 年度
国指定史跡 **鳥海柵跡シンポジウム**



原添下区域南東部 SD II 堀跡とSB03櫓状建物跡(北西より)

前九年合戦・安倍氏研究事業

平成 30 年度
国指定史跡 **鳥海柵跡シンポジウム** — 資料 —

発行日 2019年2月
発行 金ケ崎町教育委員会事務局
編集 金ケ崎町教育委員会事務局
〒029-4592 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町 22 番地 1
TEL 0197-42-2111 FAX 0197-42-4530
印刷所 街金ケ崎印刷
〒029-4503 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根西地藏野 38-9
TEL 0197-44-5485

平成31年2月9日(土)13:30~17:00
金ケ崎町中央生涯教育センター 大ホール

- [主催] 金ケ崎町 金ケ崎町教育委員会
国指定史跡鳥海柵跡と安倍氏の関連文化財保存協議会
- [後援] 南方地区自治会連合会 街地区自治会連合会
永岡地区自治会連合会 金ケ崎町観光協会
NHK 盛岡放送局 テレビ岩手 IBC 岩手放送 岩手朝日テレビ
岩手めんこいテレビ 奥州エフエム放送
岩手日報社 岩手日日新聞社 胆江日日新聞社

目 次

—日程—

13:30～13:35	開会、挨拶、日程説明	
13:35～13:55	調査報告	1
	鳥海柵跡第22次調査概要	
	報告者 金ヶ崎町教育委員会事務局	
14:00～14:55	講演1	13
	演題 「櫓と堀を考える—原添下区域南東部の遺構群が語ること—」	
	講師 秋田県埋蔵文化財センター所長 高橋 学 氏	
15:00～15:55	講演2	25
	演題 「鳥海柵跡の史跡整備方針」	
	講師 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長 内田和伸 氏	
	— 休憩（10分） —	
16:10～17:00	パネルディスカッション	29
	テーマ「鳥海柵跡の防御施設と史跡整備方針～原添下区域南東部を中心に」	
	コーディネーター 佐川 正敏 氏（東北学院大学大学院 教授）	
	パネリスト 本堂 寿一 氏（国史跡鳥海柵跡整備委員会 委員長）	
	高橋 学 氏（秋田県埋蔵文化財センター所長）	
	内田 和伸 氏（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長）	
	箱崎 和久 氏（奈良文化財研究所都城発掘調査部遺構研究室長）	
	古川 一明 氏（多賀城跡調査研究所 所長）	
17:00	閉会	

調査報告

鳥海柵跡 第22次調査概要

／金ヶ崎町教育委員会事務局

講 演

櫓と堀を考える

— 原添下区域南東部の遺構群が語ること —

／ 高橋学氏 秋田県埋蔵文化センター所長

講演 演

鳥海柵跡の史跡整備方針

／内田 和伸氏

奈良文化財研究所

文化遺産部遺跡整備研究室長

パネルディスカッション

コーディネーター

／佐川 正敏 氏 東北学院大学大学院 教授

パネリスト

／高橋 学 氏 秋田県埋蔵文化財センター 所長

／内田 和伸 氏 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長

／本堂 寿一 氏 国史跡鳥海柵跡整備委員会委員長

／箱崎 和久 氏 奈良文化財研究所

都城発掘調査部遺構研究室長

／古川 一明 氏 多賀城跡調査研究所 所長

鳥海柵跡 第 22 次調査概要

金ヶ崎町教育委員会事務局

1. 調査要項

- (1) 調査主体 岩手県金ヶ崎町教育委員会（教育長 千葉祐悦）
- (2) 調査指導 鳥海柵跡整備委員会（委員長 本堂寿一）
- (3) 調査場所 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根原添下 地内（原添下区域南東部）
- (4) 調査期間 平成 30 年 8 月 21 日～11 月 30 日
- (5) 調査面積 約 480 m²

2. 史跡概要

- (1) 所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根縦街道南、原添下、鳥海、二ノ宮後地内
- (2) 立地 夏油川によって形成された金ヶ崎段丘（別称：六原扇状地）の南東端で、東側を北上川、南側をその支流の胆沢川に囲まれ、二つの川の合流点から西北西方向に 2.5km の段丘縁に立地する。比高約 10m の台地は、沢田川等の三つの沢による開析谷で、四つに分割される。北から縦街道南・原添下・鳥海・二ノ宮後区域とする。
- (3) 概要 本遺跡は、11 世紀に陸奥国の奥六郡を支配した豪族安倍氏の拠点である。その血脈は、奥州藤原氏の初代藤原清衡につながる。律令国家による支配から自立し、平泉で結実する奥州平泉文化の起源や展開を知る上で重要な遺跡であるとして、平成 25 年 10 月 17 日付けで国史跡に指定された。

当地は、奈良時代から利用され、最も遺構や遺物が検出される時期は、11 世紀前半～中頃の安倍氏時代である。11 世紀前半は、縦街道南区域の大型の掘立柱建物を中心に、ほぼ全域が使用されていた。沢等の自然地形を利用し、人工の堀はなかったとみられる。大型の建物跡からは、官人が身に付ける銚帯の一部、胆沢城にもみられる水晶玉が出土し、安倍氏が胆沢城の権力を背景に台頭した鳥海柵の始動期と想定される。11 世紀中頃は、原添下区域南東部の大型の掘立柱建物跡を中心に、原添下・鳥海・二ノ宮後区域が使用されていた。大型の建物跡の周囲は L 字状の堀がめぐり、竪穴建物が計画的に配置されていた。大規模な防御施設である堀を造成して区画した台地に櫓や柵を設け、軍事的性格を強めた館になったと考えられる。

3. 調査目的

国指定史跡鳥海柵跡保存管理計画では、学術的課題を解明して史跡整備に結び付けるため、11 世紀中頃の中心的区域と想定する原添下区域南東部の調査を行うとしている。本調査は、北辺と西辺を L 字状の堀跡 SD II で区画された南東部の台地内北部の様相や、昨年度（第 21 次）調査で検出した大型の掘立柱建物跡（SB01・02）の向きを確認するために調査を実施した。

4. 調査成果

- (1) 検出遺構 堀跡 1 条 (SD II)、溝跡 2 条 (SD01、02) 掘立柱建物跡 1 棟 (SB03)、
柱列 3 列 (SA01、02、03) 土坑 1 基 (SK02)、竪穴建物跡 2 棟 柱穴等
※第 20 次調査で検出した遺構は、名称の前に㊟を付ける。

SD II 堀跡 原添下区域南東部に位置し、方形に区画するよう北辺と西辺を L 字状に掘られた堀跡である。堀跡の北西角の外縁隅から台地の東縁までは東西約 73m、南縁までは南北約 55m。過去の調査において、上幅は 8~12m、下幅は 1m 前後、深さは約 3.2m である。

本調査では、調査区①が北西角から南へ 8m までの堀跡を、調査区②が北西角より東へ 25m~38m の堀跡を検出した。調査区②の SD II は SB02 掘立柱建物跡 (北面柱列) から約 25m に位置する。上幅は 9.0~9.6m であった。

調査区①では、東へ延びる SD II と東西の溝跡 SD01 が平行に並び、SD II の内縁隅付近で重複する。内縁隅より東へ約 3m の地点でトレンチを入れ断面を観察したところ、SD II が溝より古いことが明らかとなった。また、内縁隅付近の堆積層はほぼ水平であり、人為的に埋められた可能性が考えられる。

調査区②では、SD II を通り SB01・02 へ向かう入口遺構を想定し調査を行った。SD II の北へ約 4m に柱穴 P30、南へ約 2m に柱穴㊟P40 が検出された。双方の柱穴を結ぶ線は SD II と垂直に位置する。また㊟P40 から東へ柱穴 P33、P32 が検出され、東西方向に柱列となる可能性が考えられる。しかし、入口を想定する土橋や橋脚等の遺構は確



SD II の内縁 掘削痕 —西より—
認できなかった。SD II の内縁を精査したところ、掘削したと推定される痕跡がみられた。

- ㊟SD01 溝跡 東西の溝跡で、第 20 次調査で東部を、本調査で西部を検出した。東端は重複する第 20 号竪穴住居跡が昭和 34 年調査で既に掘り下げられており、住居跡の西辺で途切れていた。確認できた規模は、長さ 12.45m、幅 0.9m、深さが最大 0.3m である。遺構の一部を掘り下げ断面を観察した結果は、新旧 2 時期あり、南側が古く北側が新しいことが確認できた。古い時期の溝跡の底面から土師器の甕片 1 点が出土した。輪積み成形でハケメの調整痕がみられる。溝跡の底面には柱穴等が検出されず、砂が堆積していたことから、遮蔽施設ではなく流路の跡と想定される。



SD II 堀跡 と SD01 溝跡 —西より—



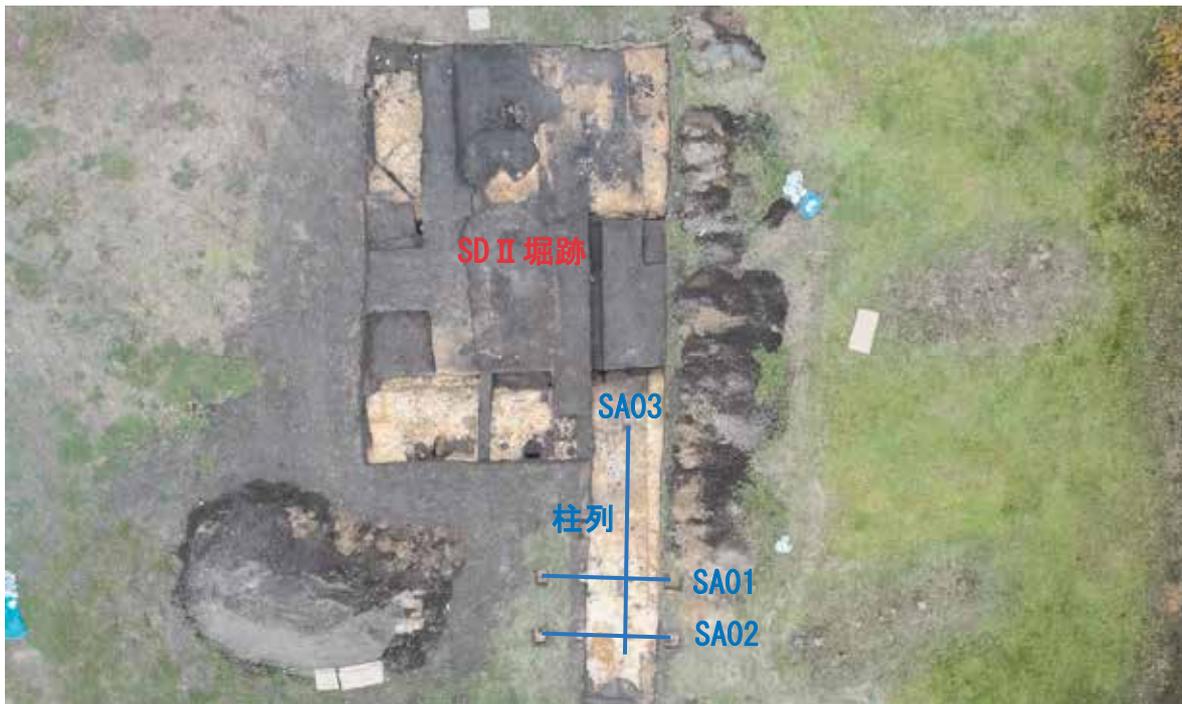
SD II 堀跡と SB03 掘立柱建物跡（檣状建物） —北西より—

SB03 掘立柱建物跡 SD II 堀跡の北西角の内縁隅付近に位置する。1 間四面の建物である。建物を構成する柱穴の平面形は、P39 が柄鏡状で、他は複数の柱穴が重複する形状である。平面と P38・41 の断面を観察した結果、全てにおいて大小 2 基の柱穴が重複しており、小さい柱穴が古く、大きい柱穴が新しいことを確認した。小さい柱穴で構成される建物跡 SB03-1 (P35~38) は軸線が SB01・02 とほぼ一致し、柱間寸法が東西 3.5m、南北 3.2m である。柱穴の規模は径が 0.4~0.7m、半裁した P38 の深さが 0.8m である。大きい柱穴で構成される建物跡 SB03-2 (P39~42) は方位が東へやや傾き、柱間寸法が東西 3.3m、南北 3.0m である。柱穴の規模は径が 0.9~1.4m、半裁した P41 の深さが 1.4m である。P39 を除く柱穴からは柱切取もしくは抜取と推定される痕跡が確認された。

遺物は、全ての柱穴から土師器片が出土した。SD II や SB01・02 より出土する土師器と同じ特徴を持つことから、11 世紀代と推定される。SB03-1 と SB03-2 の柱穴から出土した土師器に大きな相違はなかった。また、P40 の柱抜取痕と掘方の間の埋土から人為的な痕跡のある石が出土した。



柱穴 P40 の断面 石の検出状況



調査区② 堀跡と柱列

SA01 柱列 (P8-P20-P23) SD II 堀跡より南へ約 8m、SB02 掘立柱建物跡 (北面柱列) から北へ約 17mに位置する。軸線は SB01・02 掘立柱建物跡の東西柱列とはほぼ一致する。柱間寸法は東から 2.0m、1.95mである。柱穴の平面形は円形か楕円形で、規模は径が 0.3~0.4m、半裁した P20 の深さが 0.04 cmである。

SA02 柱列 (P29-P14-P12-P24) SA01 柱列より南へ 2.6mで平行に位置する。柱間寸法はいずれも 2mである。柱穴の平面形は円形か楕円形で、規模は径が 0.2~0.3m、半裁した P12 の深さが 0.28mである。

SA03 柱列 (P25-P16 (または P17) -P8-P9-P14-P18) SA01・02 と垂直に位置し、柱列を構成する柱穴のうち 2 基は SA01・02 を構成する。全体の規模は 10.2mである。柱穴の平面形は円形か楕円形で、規模は径が 0.2~0.4mである。

SK02 土坑 SD II 堀跡より南へ約 2mに位置する。遺構の一部は調査区外へ続くため、調査区内で確認できる平面は形状が楕円形で、規模が東西 0.9m、南北 0.9m以上、深さ約 0.6mである。調査区南辺に合わせて掘り下げて、表土からの断面を観察した結果、堀跡より古い年代が推定される。

SI01・02・03 竪穴建物跡 SI01 は SB03 掘立柱建物跡と重複する。地山が削平されているため床面の一部が検出された。SI02 は調査区②で SD II 堀跡の外縁より北に位置し、一部重複する。また、前述の柱穴 P30 とも重複する。SI03 は調査区②で SD II 堀跡の内縁より南に位置する。前述の②P40 と重複する。

以上の遺構は、出土遺物から鳥海柵跡の存続時期より古い時期と推定されることから、詳細は省略する。

- (2) 出土遺物 輪積み成形の土師器の甕・内黒土師器の坏、
ロクロ成形の土師器坏、小皿
広東省産白磁（四耳壺か） 等

白磁は、胎土が薄く、釉薬が外面のみハケで塗られ、化粧されていないことから、11世紀（1050～1090）の中国産（広東省）と考えられ、器形は四耳壺（もしくは水注）で、肩の部分と推定される。



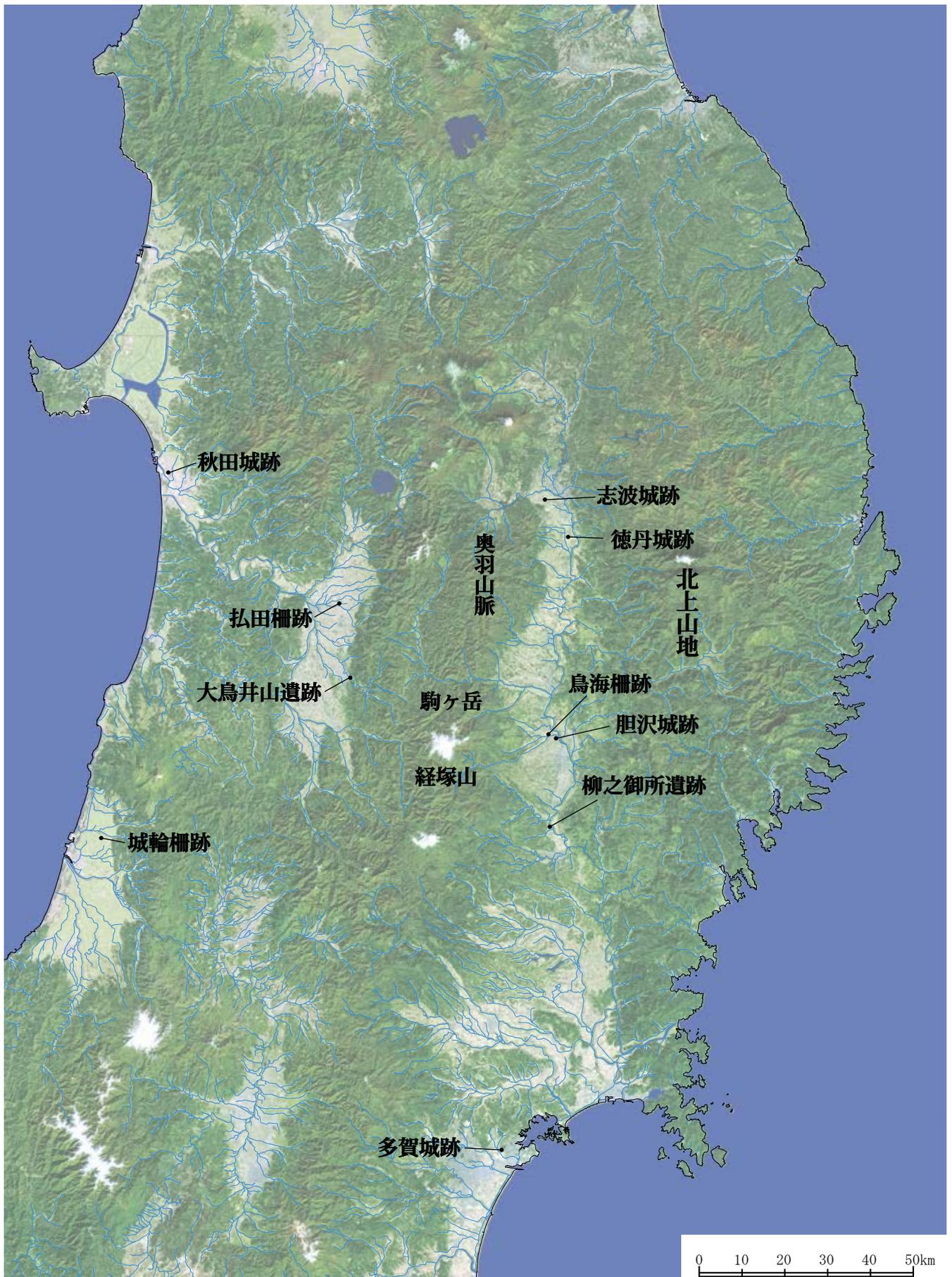
P7 出土の白磁片

5. まとめ

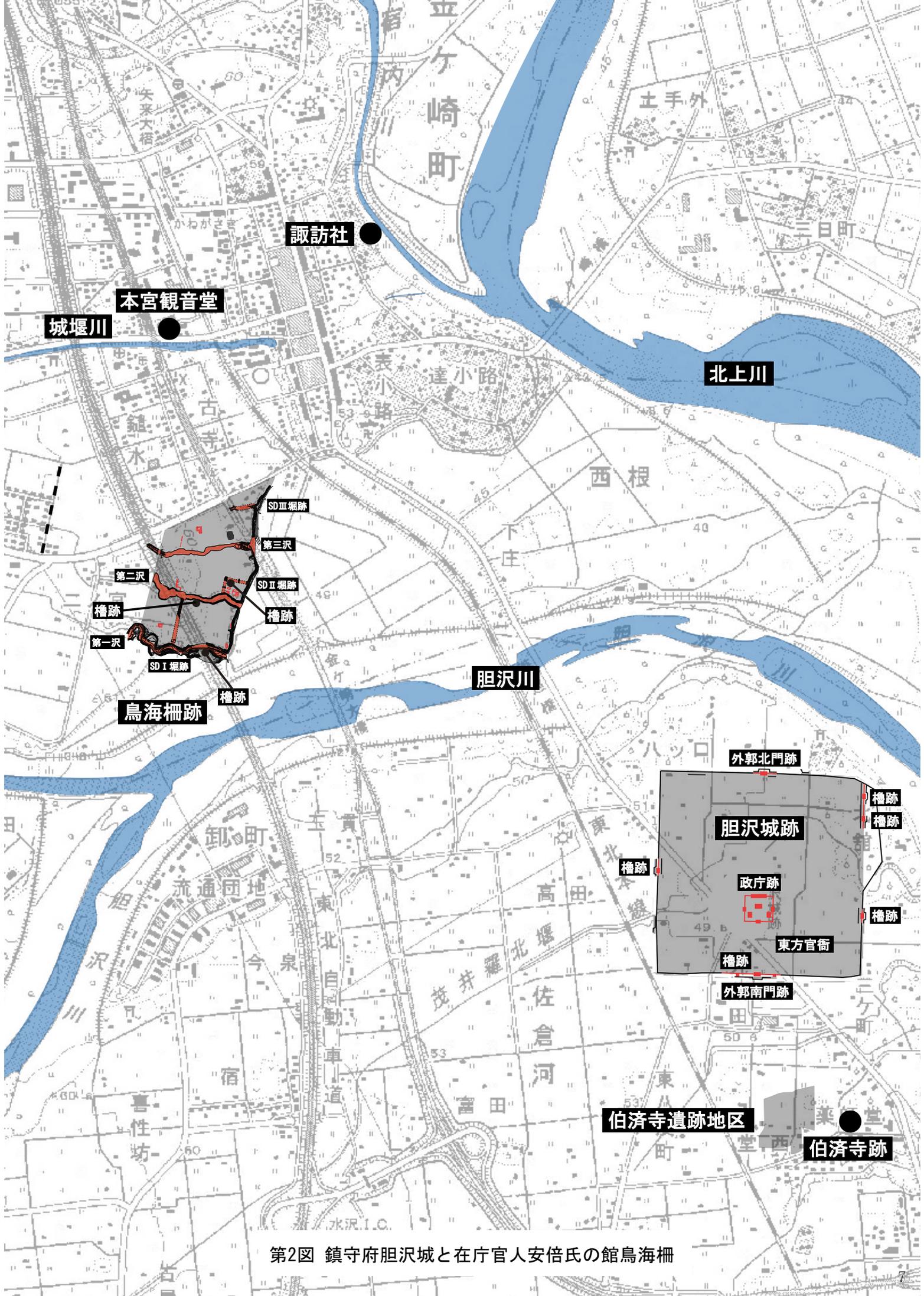
第22次調査では、SDⅡ堀跡の一部と、区画された台地内の北西隅から1間四面の掘立柱建物跡が検出された。出土遺物から同時期の遺構と推定され、建物の位置や規模から堀で区画された台地の隅に位置する櫓状建物と考えられる。建物跡の平面並びに一部断面を観察した結果、2時期（SB03-1、03-2）が推定される建物であると確認した。規模の小さいSB03-1建物跡は軸線がSB01・02掘立柱建物跡とほぼ一致することから、SB01・02の建築時と同じ時期に建てられ、その後に規模が大きく、やや東へ傾くSB03-2建物跡に建て替えられたと想定される。本遺跡では、鳥海区域と二ノ宮後区域からも1間四面の建物跡が検出している。柱間寸法や柱穴の規模をSB03-2と比較すると、二ノ宮後区域の建物跡と類似し、鳥海区域の建物跡はやや小さい。3棟とも柱間寸法は南面より東面の間隔が広く、方位はやや東へ傾く。また、2棟の建物は各区域の北側段丘縁付近に位置するが、SB03も区画された台地の北側縁で西の隅から検出した。北の入口を意識したものか、あるいは別の意図があり配置されたものであろうか。鳥海区域では、櫓状建物跡と同じく北側段丘縁で、SDⅠ堀跡の西隣に溝跡と門跡が検出されていることから、櫓状建物跡とともに北の入口を意識したと想定される。また、原添下区域西部では、南側段丘縁から溝跡と2間四面の建物跡（櫓状建物跡か）が検出されており、南の入口が推定される。鳥海区域及び原添下区域西部の建物跡は、第二沢に挟まれており、北や南の方位ではなく、沢を意識した位置の可能性が考えられる。しかし、本調査検出のSB03は、SB01・02と同時期の創建が推定され、沢付近に位置していないことから、沢との関連ではなくSB01・02やSBⅡを意識した位置と考えられる。SB03の北に位置する堀跡の内縁には人為的な堆積がみられ、調査区②で確認された掘削痕がないことが課題として残る。

調査区②では、堀の北側からSB01・02へ向かう入口遺構（土橋や橋脚等）は確認できなかった。しかし、SB01・02に平行に位置する柱列SA01・02が検出された。2条の柱列は、第20次調査でSB01・02の範囲より西に延びる柱穴は検出されておらず、2棟の建物の北側を覆う遮蔽施設か、東西棟の建物跡と想定され、継続した調査を行う。また、SA01の北に位置する柱穴P7から11世紀代と推定される白磁が出土した。過去の調査で出土した陶磁器は鳥海柵存続期の前後（9・10・12世紀代）であったが、本調査では11世紀代、つまりは鳥海柵存続期の可能性がある陶磁器が初めて出土し、安倍氏の権力や交易を考える資料になると考えられる。

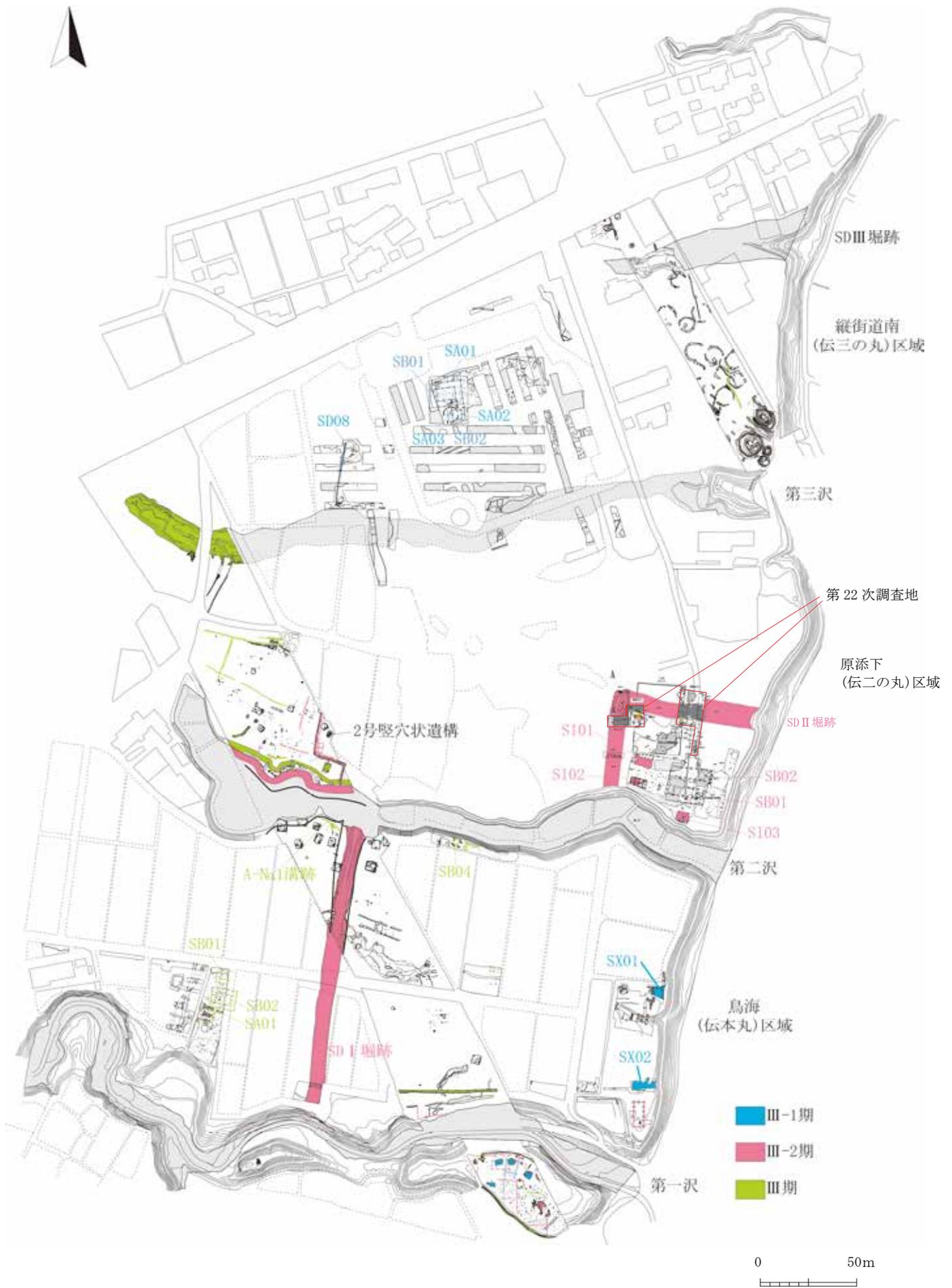
以上について、他の遺跡の遺構や出土の事例と比較し検証していきたいと考える。



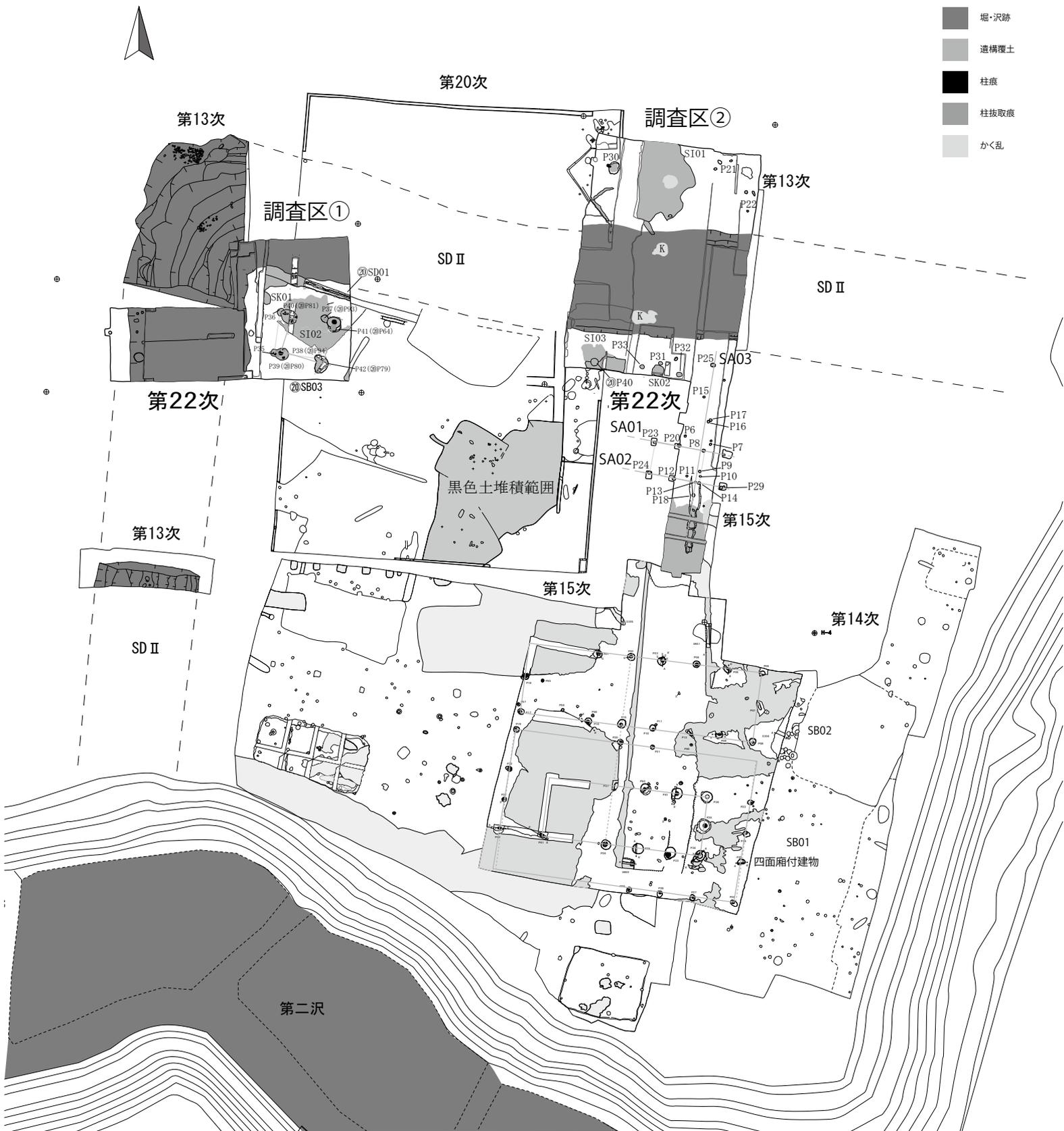
第1図 平安時代の東北地方の主要遺跡



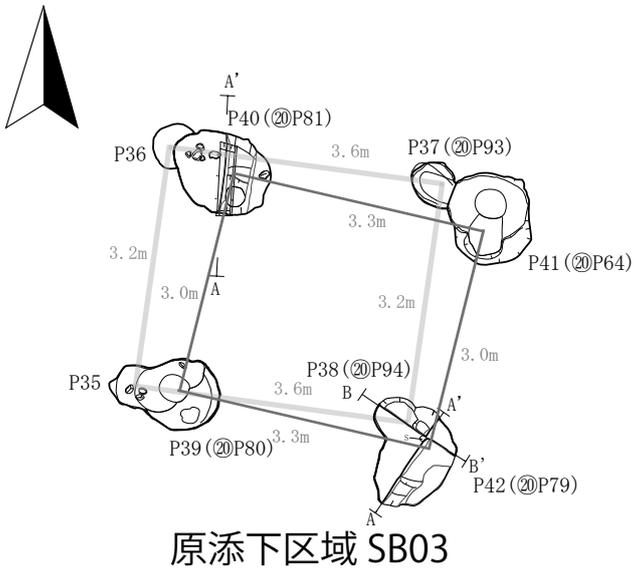
第2図 鎮守府胆沢城と在庁官人安倍氏の館鳥海柵



第 3 図 遺構の考察による遺構変遷図



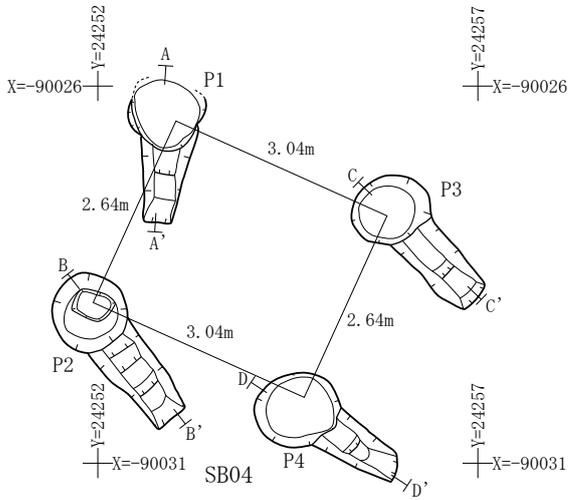
第4図 原添下区域南東部遺構配置図



原添下区域 SB03

SB03掘立柱建物跡一覧表

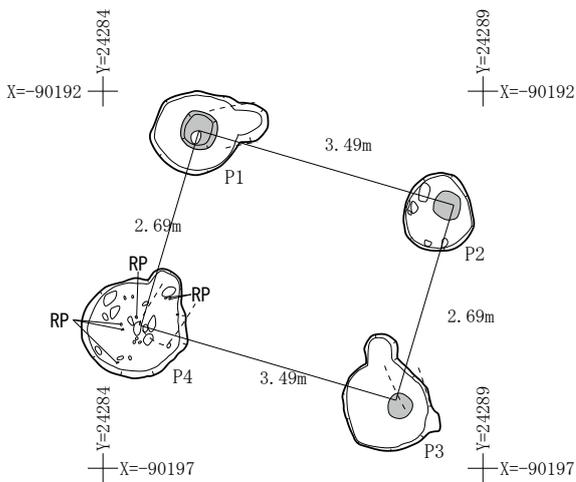
遺構名	柱穴名	柱掘方平面形	柱掘方規模(m)
SB03-1 (旧)	P35	円形(推定)	最大0.6、最小0.5
	P36	円形	最大0.6、最小0.5
	P37(㊟P93)	円形	最大0.7、最小0.5
	P38(㊟P94)	円形(推定)	最大0.5、最小0.4、深さ0.8
SB03-2 (新)	P39(㊟P80)	円形	最大1.0、最小0.9
	P40(㊟P81)	円形	最大1.0、最小1.1、深さ0.8
	P41(㊟P64)	不整形	最大1.4、最小1.3
	P42(㊟P79)	楕円形	最大1.3、最小0.9、深さ1.0



鳥海区域 SB04

SB04掘立柱建物跡一覧表

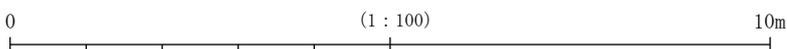
柱穴名	平面形	柱掘方規模(m)	柱抜取穴規模(m)
P1	全体:柄鏡状 掘方:円形	底部の長形0.88、短径0.85 深さ0.98	長辺0.94、短辺0.38 検出面からの深さ0.9
P2	抜取穴:方形	検出面の直径1.0 底部の長形0.73、短径0.65、深さ1.24	長辺1.28、短辺0.48 検出面からの深さ1.06
P3		検出面の長形1.05、短径0.85 底部の長形0.75、短径0.70、深さ1.0	長辺1.20、短辺0.45 検出面から2段目の深さ0.57
P4		検出面の長形1.06、短径1.0 底部の長形0.9、短径0.85、深さ1.17	長辺1.0、短辺0.36 検出面からの深さ1.05



二ノ宮後区域 SB02

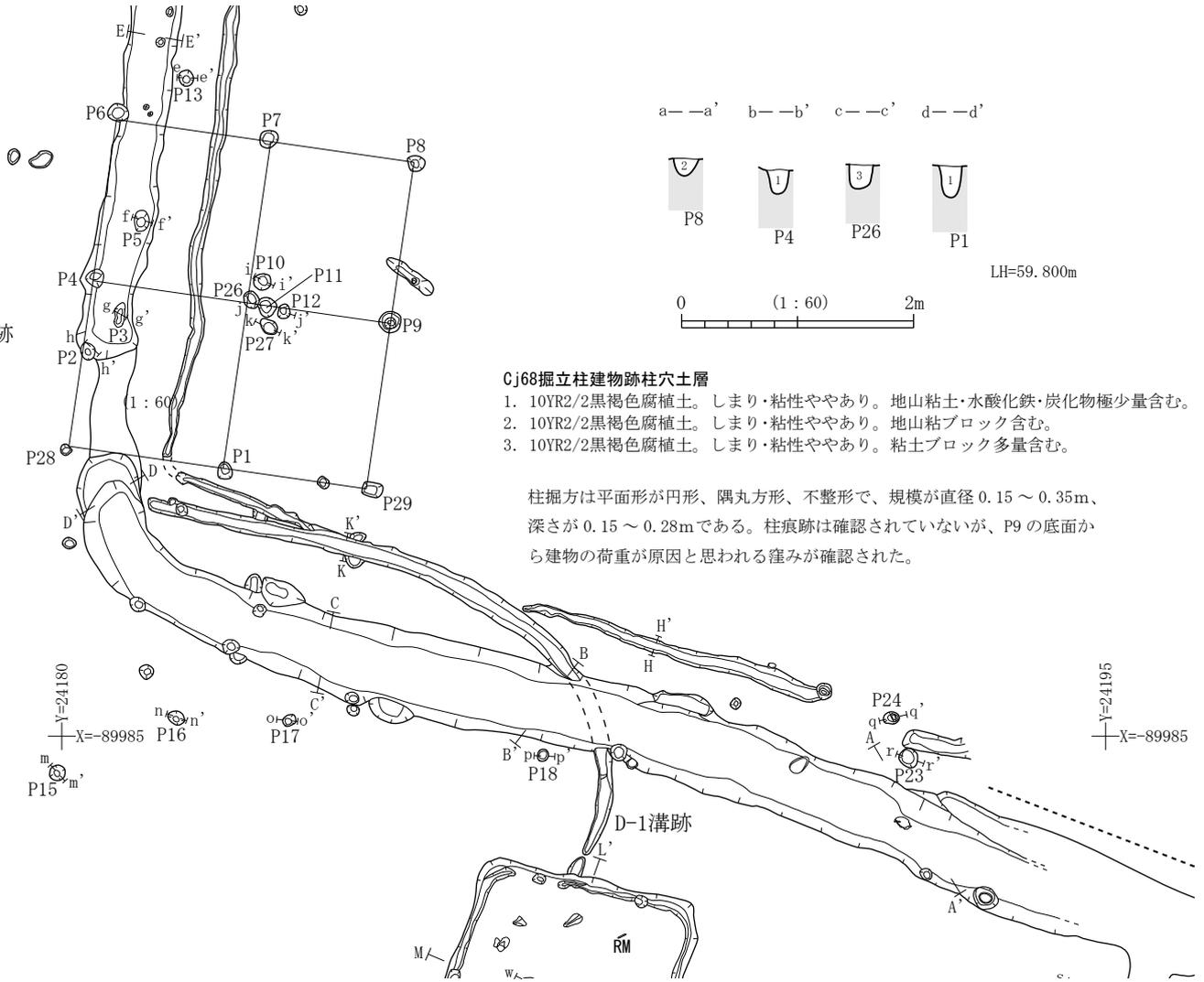
2号掘立柱建物跡柱穴一覧表

柱穴名	柱掘方平面形	柱掘方規模(m)	柱痕跡平面形	柱痕跡規模(m)
P1	柄鏡状	最大1.58、最小1.1	円形	0.45~0.5 深さ0.73
P2	円形	径0.95~1.05	円形	0.35
P3	柄鏡状	最大1.55、最小1.13	円形	0.32~0.34
P4	柄鏡状	最大1.55、最小1.3	無	未検出



第5図 鳥海柵跡櫓状建物跡平面図(1)

Cj68掘立柱建物跡

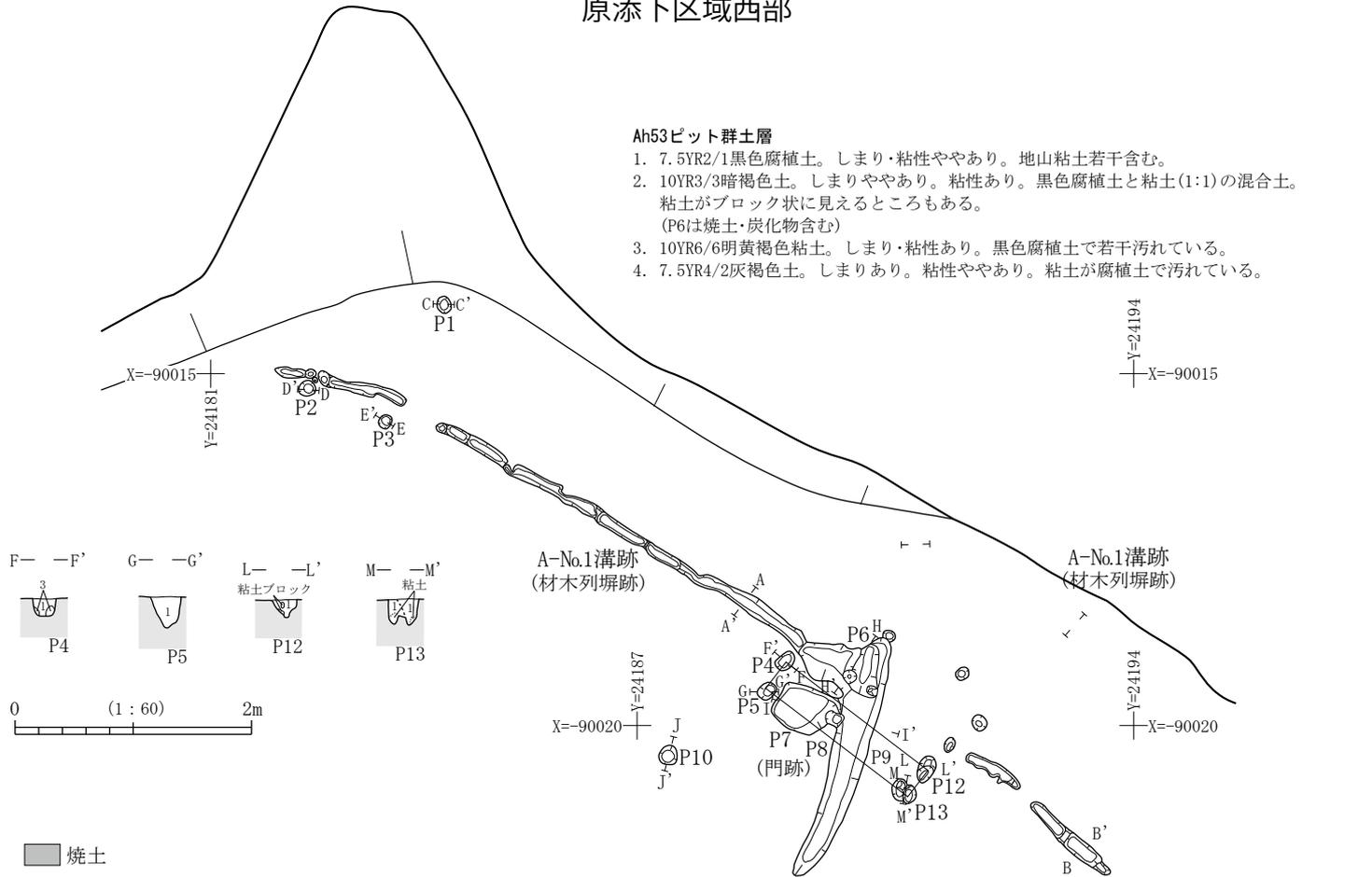


Cj68掘立柱建物跡柱穴土層

1. 10YR2/2黒褐色腐植土。しまり・粘性ややあり。地山粘土・水酸化鉄・炭化物極少量含む。
2. 10YR2/2黒褐色腐植土。しまり・粘性ややあり。地山粘土ブロック含む。
3. 10YR2/2黒褐色腐植土。しまり・粘性ややあり。粘土ブロック多量含む。

柱掘方は平面形が円形、隅丸方形、不整形で、規模が直径0.15～0.35m、深さが0.15～0.28mである。柱痕跡は確認されていないが、P9の底面から建物の荷重が原因と思われる窪みが確認された。

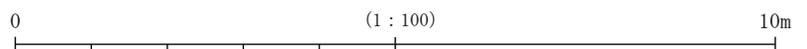
原添下区域西部

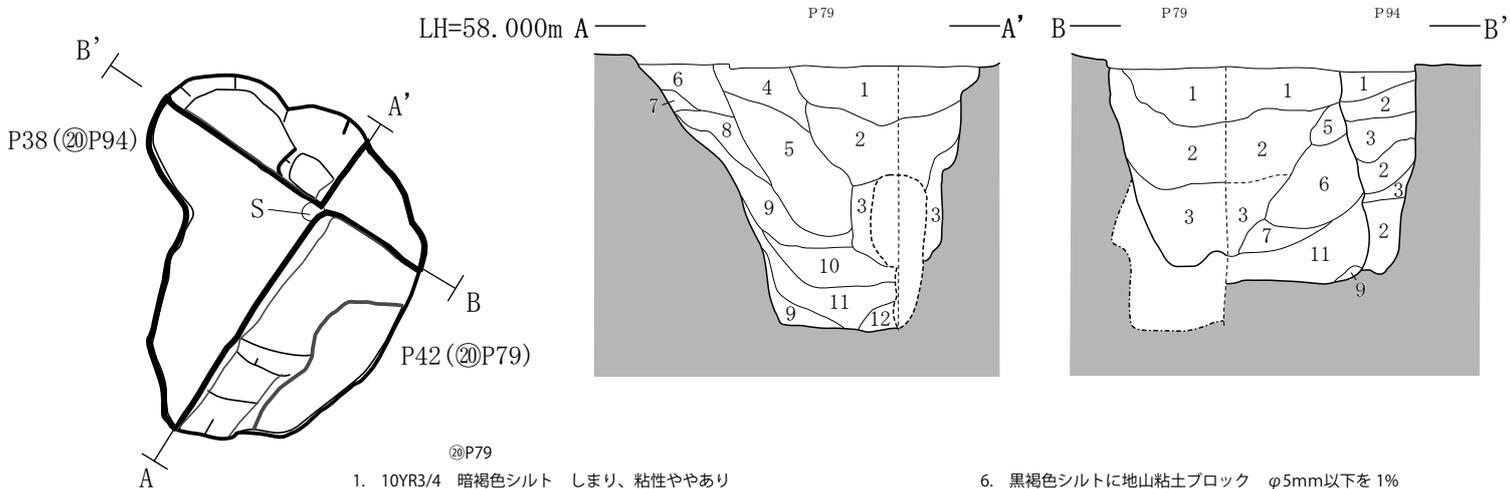


Ah53ピット群土層

1. 7.5YR2/1黒色腐植土。しまり・粘性ややあり。地山粘土若干含む。
2. 10YR3/3暗褐色土。しまりややあり。粘性あり。黒色腐植土と粘土(1:1)の混合土。粘土がブロック状に見えるところもある。(P6は焼土・炭化物含む)
3. 10YR6/6明黄褐色粘土。しまり・粘性あり。黒色腐植土で若干汚れている。
4. 7.5YR4/2灰褐色土。しまりあり。粘性ややあり。粘土が腐植土で汚れている。

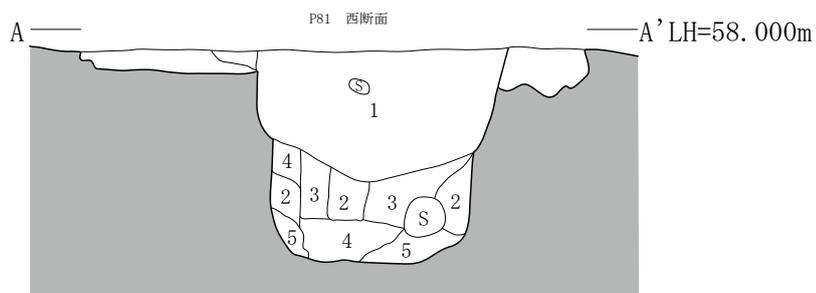
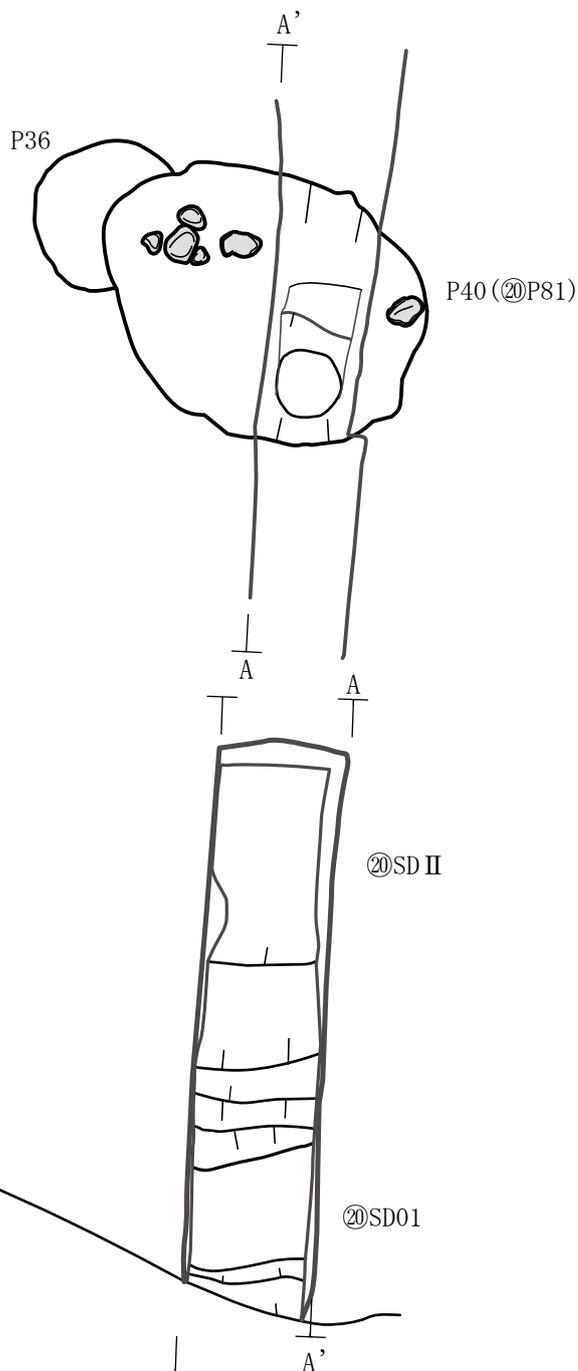
鳥海区域中央部





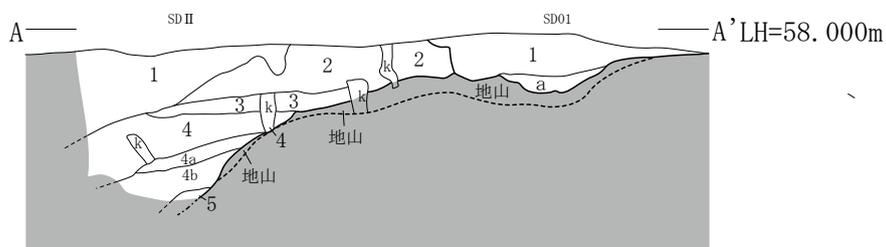
◎P79

1. 10YR3/4 暗褐色シルト しまり、粘性ややあり
地山 粘土ブロック φ10mm以下を 5%、土器片、炭化物を 3% 含む
2. 1層と同じ、地山ブロックの割合が多い
3. 10YR4/2 灰黄褐色シルト しまり、なし 粘性ややあり
地山ブロック φ5mm以下を 1% 含む
4. 10YR2/3 黒褐色シルト しまり、粘性ややあり
地山粘土ブロック 15% φ10mm以下、砂 10%、
黒褐色シルト粒、φ2~5mm20% を含む
5. 4層の黒褐色シルトに地山粘土ブロック φ5~20mmを 10%
黒色シルトブロック φ5~20mmを 3%、土器片少量含む
6. 黒褐色シルトに地山粘土ブロック φ5mm以下を 1%
黒色シルトブロックφ5mm以下を 3% 含む
7. 10YR4/2 灰黄褐色シルト しまり、粘性ややあり
地山粘土ブロックφ5mmを 3% 含む
8. 10YR7/6 明黄褐色粘土、しまり、粘性あり
9. 10YR1.7/1 黒色シルト しまり、粘性あり 土器片少量含む
地山粘土ブロック φ5mm以下を 1% 含む
10. 灰黄褐色シルト しまりややあり、粘性あり 地山粘土ブロック
φ5mmを 20~25% 含む
11. 10層と同じ 地山ブロック φ20mmを 40% 含む



◎P81 西断面

1. 10YR3/3 暗褐色シルト しまり、粘性あり
地山粒 φ2mm以下を 5~7%、炭化物 φ5mm以下を 1% 土器片少量含む
2. 10YR3/3 暗褐色シルト しまり、粘性あり
地山ブロック φ10mm以下を 5% 含む
3. 10YR3/4 暗褐色シルト しまり、粘性あり
地山ブロック φ5~20mmを 15% 含む
4. 3層と同じだが地山ブロックの割合が3層より多い
5. 10YR3/3 暗褐色シルト しまり、粘性あり
※3~5層は掘方埋土



SD II、◎SD01

1. 左記のとおり
2. 10YR3/1 黒褐色シルト しまり、粘性あり
1層に含まれる炭化物と黄褐色砂粒 (φ1~2mm) を 3~5% 含む
10YR8/2 灰白色砂が混ざる
3. 2と3層が混ざる
4. 10YR5/1 褐白色シルト しまり、粘性あり
4a 4層に灰白色砂が多く混ざる
4b 4層に灰白色砂が少量混ざる
5. 10YR7/3 にぶい黄褐色粘土 (地山) しまり、粘性あり
地山崩落土

櫓と堀を考える ―原添下区域南東部の遺構群が語ること―

高橋 学（秋田県埋蔵文化財センター）

はじめに

鳥海柵跡の原添下区域南東部は、北辺から西辺を SD II 堀跡で、南辺を第二沢、東辺は比高約 10 m の段丘崖により台形様に区画されている。堀や沢等で画された内側の規模は、東西 55 ～ 65 m、南北 40 ～ 60 m、面積にして約 3,000 m²となる。

過去の調査において、本区画内からは 3 棟の掘立柱建物跡（SB01・02・03）、竪穴建物跡、溝跡等が検出されている。SB01・02 については、昨年度の本シンポジウムにおいて建築史の立場から箱崎久氏が、四面庇建物 SB01 の北側に近接して梁行 2 間の建物 SB02 が併存し、現存する古代の寺院建造物や史料を基に SB01 を「正堂」、SB02 を「細殿」に相当する建物と解釈された。正堂の正面側に細殿（前殿）が建つのが一般的であることから、SB01 + SB02 建物の正面は北向となる。その上で、正堂と細殿からなる寺院建築物は、寺域の中核となる建築ではなく、別院の中心建物など一ランク格式が落ちる形式であり、これを鳥海柵に当てはめれば、本区域の建物は政庁正殿といった中心建物とはならないと評価された。

一方、SB03 は L 字形をなす SD II 堀跡の屈曲部内側で検出されていたが、本年度の第 22 次調査において 1 間四方の規模と確定し、少なくとも 2 時期の変遷があることが確認された。その位置や柱間規模から、SB03 は櫓状建物跡と想定された。

本稿では、櫓状建物跡の確認を受けて、櫓と共に隣接する区画施設である堀にも着目して整理を行い、その上で原添下区域南東部の遺構群が鳥海柵内においてどのような位置づけとなるのか、私考してみたい。

1 櫓・櫓状建物を考える

「やぐら」とは何か。『広辞苑』によれば、「櫓」「矢倉」の文字を当て、①武器を納めておく倉。②四方を展望するために設けた高楼。城郭建築では、敵情視察または射撃のために城門・城壁などの上に設けた。③材木などを組み合わせて高くつくった構造物。「火の見櫓」など。④～⑧省略。

一方、「櫓状建物」は堀や土塀・材木塀などの区画施設に近接して検出された掘立柱建物のうち、“櫓”の可能性があるとしながらも、断定はできないため考古学的に本名称を用いることがある。

『鳥海柵跡』発掘調査報告書（金ヶ崎町教委 2013）では、二ノ宮後区域北端の溝跡（材木塀か）に近接して検出された 1 間四方の建物跡は、「2 号掘立柱建物跡」と表示され、「小結」の項において、これを「櫓状の建物が想定される」としている。鳥海区域中央部北端で検出された 1 間四方の建物跡（SB04）も同様である。詳細は本資料集の浅利報告を参照のこと。

（1）文献史料にみる「櫓」

律令期の陸奥・出羽関係史料をまとめた『蝦夷史料』（東北大学 1957）に拠れば、「櫓」の文字が

記されるのは、六国史のひとつである『日本三代実録』に2度のみ登場する。

最初は、貞観 11 (869) 年 5 月条に「陸奥国地大震動、(中略)、城郭倉庫、門櫓牆壁、頽落顛覆、不知其数」とある。「牆」は垣根、「頽」は崩れる、「顛」は倒れるの意であることから、“城郭内の倉庫や門、櫓、垣根・塀などが崩れ落ちたり、ひっくり返り、その数は知らないほど(多い)”となる。これは後に貞観地震として知られる大震災の被害状況の一部である。

次いで、元慶 5 (881) 年 4 月条に「官舎一百六十一宇、城櫓廿八字、城棚櫓廿七基、郭棚櫓六十一基」とある。これは、出羽国司の悪政に端を發したとされる元慶の乱(878年)に伴い、秋田城が蝦夷等の襲撃を受け、その被害報告の記録である。ここでの注目は、櫓が3種類に分けて記されていることである。城櫓は官舎と同じく「宇」で数えられ、城棚櫓と郭棚櫓は「基」で表示されている。

「宇」は屋根のある建物を数えるのに用いることから、城櫓は屋根を伴い、城棚櫓と郭棚櫓は屋根のない櫓であった可能性が高い(進藤 2006)。

また、前九年・後三年合戦関連史料で見れば、『陸奥話記』に「楼櫓」(“ろうろ”あるいは“たかどのやぐら”)の名が2度記されている。

(2) 発掘資料にみる「櫓状建物跡」

発掘調査における「櫓状建物跡」は、鳥海柵に先行する律令期の城柵で数多く検出されている。

最初の事例は、昭和 6 年に発掘された城輪柵跡(山形県酒田市)であり、外郭の四隅で確認された。調査した文部省嘱託の上田三平氏がその報告のなかで、「本柵址中、最も重要なものは角楼趾の存在である」とし、軍事防衛的性格を示す遺構と考察している(上田 1938)。

岩手県内では、昭和 35 年の胆沢城跡(奥州市)で検出された掘立柱建物跡について、調査を担当した板橋源氏は「監視ないし防備を主目的とした望櫓のごときもの」と記している(板橋 1965)。また、昭和 40 ~ 42 年の徳丹城跡(矢巾町)でも 10 棟の建物跡が検出され、外郭上に一定の間隔をおいて建物が配置されていることから、「当時使用されていた戦争用射弓の効率的有効射程距離も推定できるようになった」とする(岩手県教委 1972)。

昭和 54 年、多賀城跡調査研究所の古川雅清氏が「東北地方古代城柵官衙の外郭施設—所謂「櫓」跡について—」の論文を公表された(古川 1979)。櫓状建物跡についての本格的な論考の初出といえる。古川氏は、櫓状建物の配置上の計画性を指摘した上で、このことは「本来有する機能的役割は別として、各遺跡における外観上の意匠的配慮を意味するものであろう」とし、防衛的な機能に加えて、外観上の視点も必要であるとした。

平成 18 年、国立歴史民俗博物館の阿部義平氏が「古代城柵の研究(二)」において、城柵の軍事施設としての実態を端的に現しているのが「櫓」であり、その意匠的配慮の見解を否定している(阿部 2006)。

平成 23 年、青山学院大学の黒田智章氏が「古代城柵の櫓状建物跡に関する一考察」を發表された(黒田 2011)。城柵あるいは官衙(郡家など)とされる律令期の 14 遺跡 132 例の検出例を基に、櫓状建物跡の分類、平面規模などから検討された労作である。次項では黒田氏の論考を参照しながら城柵・官衙の櫓状建物跡について整理してみる。

(3) 城柵・官衙の「櫓状建物跡」

櫓状建物跡は、外郭区画施設との位置関係から3類に分けられる(第1図)。

A類 建物が外郭施設を跨ぐように構築

B類 建物が外郭施設に寄せ掛かるように構築

C類 建物が外郭施設の内側に近接して構築

3類型を前項の文献史料上の表記と対照すれば、A類が「城櫓」、B・C類が「柵櫓」（城柵櫓・郭柵櫓）とするのは、前出の阿部氏の論考で示されており、黒田氏も同調している。

また建物規模では、梁行が1間もしくは2間、桁行が1間～3間となり、明確に4間以上の柱間を有する例はない。

原添下区域南東部 SB03 櫓状建物跡は、SD II 堀跡の内側に近接することからC類、その規模は1間×1間（1間四方）となる。

C類は類別可能な120棟のうち20棟に留まる。B類も17棟であり、残り83棟が区画施設を跨ぐA類で占められている。1間四方、いわば4本脚の建物は、柱間規模の明確な118棟のうち20棟と少数である。最も多いのは、梁行1間×桁行2間の64棟、次いで梁行2間（桁行2～3間）の19棟、梁行1間×桁行3間の15棟となる。

C類で1間四方構造に限定すれば、宮城県内の2遺跡6棟しかない。多賀城市の多賀城跡1棟、加美町の壇の越遺跡5棟である。多賀城跡では、昭和45年の第10次調査において外郭西辺中央部で検出された（SB1350、昭和59年の第47次調査次に再検討：多賀城研1985）。壇の越遺跡は、陸奥国賀美郡家（東山官衙遺跡）の隣接地にあたり、8世紀前半から10世紀前半にかけて存続した。櫓状建物は、8世紀後半に造られた外郭西辺の区画施設（築地堀、材木堀）に取り付く10棟が検出され、類型が可能な8棟すべてがC類である。

櫓状建物跡は、陸奥（宮城・岩手）で11遺跡86棟、出羽（山形・秋田）で3遺跡46棟が検出されているが、出羽国内の事例を一覧すると、C類及び1間四方の建物は1棟も確認できない。

次に律令期以降の櫓状建物跡を抽出する。明確な例として、後三年合戦で滅びることになる清原氏居館のひとつである横手市大鳥井山遺跡を紹介する。

（4）大鳥井山遺跡の「櫓状建物跡」

大鳥井山遺跡は、北側の小吉山、南側の大鳥井山という二つの独立丘陵からなり、2～3重の堀や土塁等で区画される中世の山城を彷彿とさせる景観を保つ。10世紀後半に成立し、11世紀末まで継続した（第2図、横手市教委2009）。

櫓状建物跡は、小吉山丘陵の北部地区1棟（5SB41）、同東部地区5棟（1SB23A・1SB23B・1SB22・1SB25・2SB27）である。前者は北部地区の南端を東西に延びる柵列（5SA54）に、後者は東部地区の東端を南北に延びる柵列（1SA01）の内側にそれぞれ取り付く。上記の類型では、いずれもC類であり、出羽の城柵では認められない型である。柱間規模で見れば、北部地区は1間×3間、東部地区は1間×2間3棟、1間×4間2棟となる。桁行4間となる櫓状建物は城柵では認められない。東部地区の1間×4間となる1SB22は、梁行2.75m×桁行8.55mの規模である。東側桁行の北から2本目と3本目の柱間は柵列が途切れ、東側に開口するスロープ状の掘り込みが認められることから出入口をもつ櫓門と見られる（第2図右）。

いわば長屋状の建物は絵巻物にも認められる。『慕帰絵詞』（14世紀中頃制作）には、土堀と接続して長屋（桁行5間以上）が建てられており、二階の格子戸を釣り上げると櫓としても機能させていたようである（小松1990）。大鳥井山でも区画施設の構造は異なるものの、絵巻のような建物が存在していた可能性は高いと思われる。

2 堀を考える

「堀」とは何か。『広辞苑』によれば、①地を細長く掘り、水を通したもの。②（濠とも書く）城の周囲に掘って、水をたたえた所。③省略。

一方、『日本考古学用語辞典』で「堀」を検索してみると、①濠・壕・渠・隍・隍とも書く。溝と同じように一種の水路でもありかつ水を貯える施設でもあるが、考古学上の遺跡では、古墳のまわりや屋敷や城郭のまわりをはじめ生産遺跡・集落遺跡などに、この種の施設がみられる。（中略）。②城の場合には城・隍が用いられていることが多い（斎藤 1992）。実際に『陸奥話記』には、「隍を掘る」「城の隍に^{うず}填めよ」と「隍」の文字が使用されている。

（1）「堀の系譜」を読む

「堀の系譜」は、鳥海柵跡整備委員会委員でもある宮城学院女子大学の大平聡氏が平成6年に発表された論文である（大平 1994）。大平氏は、堀や柵で囲まれた居館は、「安倍・清原氏の勢力圏にのみ見られた特色ある施設」とし、このような構造を採用したのは、弓射戦を中心とした集団戦法に対処するためとする。一方で堀の存在は、防御的機能のみではなく、「自らの自己認識という精神的目的のためにも「堀」が重要な役割を果たしていた」とする。その上で、奥州藤原氏の居館である柳之御所遺跡（平泉館）から発見された堀とは、安倍・清原氏居館の外郭施設に系譜をたどることができ、さらに、その淵源は主に北緯 40° 以北の北東北（青森・岩手北部・秋田北部）に展開する「囲郭集落」に求められるとした。つまり堀の系譜は、囲郭集落→安倍・清原氏居館→平泉館になるとの見通しを示された。

囲郭集落とは、その一部あるいは全体に堀や土塁等の区画施設が構築されるものを指す。防御性集落、環壕集落、区画集落とも称され、10～11世紀の北東北で検出されている（第3図）。堀で代表される区画施設の機能については、①防御機能を第一義とする、②防御機能はあるとしながらも本源とは見なさず象徴的機能を重視する、③防御機能と象徴的機能の両面を重視する見解に分けられるが、個別の事例に対する評価には隔たりが見られる（岩井 2016）。先の大平氏の見解は②にあてはまる。

堀の系譜を、安倍・清原氏居館→平泉館とする考えに異を唱えているのは、日本中世史の斉藤利男氏である。氏は著書『平泉』において、安倍・清原氏居館と平泉館の構造は、「似ているようで、基本的なところで違っている」として、平泉館のルーツを安倍等居館に求めることはできないとする（斉藤 1992）。その上で「奥州藤原氏が胆沢城をモデルに平泉館建設をおこなった」と明記している。

一方で日本古代史の熊谷公男氏は、「周囲を大規模な堀で圍繞するという平泉館の立地は、やはり系譜的には安倍氏の柵を継承したもの」とした上で（熊谷 1992）、平泉館の堀のルーツが胆沢城とする斉藤氏の見解を否定している。熊谷氏は胆沢城の外郭である築地に並行して堀（大溝）が内外にあること、深さが1.5m程と比較的浅いことから、大溝は築地に付属した区画の溝であり、「外郭施設の主体はあくまで築地であった」とする。他方、平泉館は築地を伴わない単独のもので、規格性も認められない。堀の深さも5m程で胆沢城と比較して3倍以上もある。これは単なる区画溝ではなく、防御的機能をもった堀と見るのが自然であり、「両者は起源も機能もまったく異なる」とする。

平泉町在住の考古学者、八重樫忠郎氏は、安倍・清原氏居館の堀は「ともに官衙の模倣」とし、「築地塀や角材列が堀に変化した理由は、官衙の衰退によって治安が乱れ、それがやがて軍事的緊張へと発展したことによって、防御施設として囲郭するものを急激に欲した社会情勢が根底にある」とする。さらに、堀が選択された理由については、「築地塀や角材列に比べて、構築に技術と費用そして時間

を要さないから」とする（八重樫 2015）。八重樫氏が「官衙の模倣」の例として挙げたのは、直線的区画である陸奥の胆沢城跡と鳥海柵跡、不整形区画となる出羽の^{ほつたのさくあと}弘田柵跡と大鳥井山遺跡である。

（2）弘田柵跡「大溝」の評価

弘田柵跡は、横手盆地の北部、大仙市・美郷町に所在する。沖積地には東西 1,370m、南北 780m の規模で楕円状に材木堀が巡らされ外柵をなす。その内側には長森と真山という二つの小丘陵を取り込んでおり、政庁の置かれた長森丘陵縁辺には築地堀と材木堀による外郭が形成される。材木堀に使用されていた杉材の年輪年代測定により、創建は 801 年頃であり、終末は 10 世紀後半である。外柵は創建時のみであり、最初の改築期である 9 世紀中頃以降、長森の外郭は全て材木堀に切り替わり、最も外側の区画施設として改築を繰り返し終末まで機能する。

清原氏の居館である大鳥井山遺跡は、その全体景観や成立時期を考慮すれば、北約 15 km に位置する弘田柵をモデルとしていたと見ることができよう。ただし両者の連続性を妨げる最大のネックは、大鳥井山にある「堀」が弘田柵には認められないこととされる。

しかしながら、柳之御所遺跡のような最大幅 10m、最深 5 m 規模の「堀」でないが、幅約 4 m の「大溝」は弘田柵跡でも認められるのである（第 5 図）。長森丘陵部の北側沖積地には、外郭をなす材木堀の外側に東から西に延びる大溝が断続的ながら約 500m にわたり位置し、創建時である 9 世紀初頭から 10 世紀後半の終末期にかけて存続していた。その評価について、大溝は外郭の北側すなわち城柵の背後にのみ見られることから、改築等に伴う資材運搬のための水路・運河ではないかとされてきた。

ところが、近年の調査で長森丘陵の南側沖積地、いわば正面側にも北側と同規模の大溝が区画施設である材木堀の外側（南側）に開削されていることが判明しつつある。その長さは、平成 30 年までの調査で東西方向に 90m 程を確認している。大溝は、丘陵の東端から南西方向に延びる自然流路（河川）と接続させる形で、正面側を区画していたと想定するが、その全体像については、今後の継続調査に期待したい。

多くの城柵外郭（築地堀や材木堀）の外側に大溝や溝といった施設が存在することは古くから知られている。ただし、それは先に紹介した熊谷公男氏の論考に代表されるように、城柵における外郭施設は見上げるような高さをもつ築地堀等であり、前面にある溝はあくまでその付属要素とする見解が通説である。実際に弘田柵跡の大溝は幅約 4 m、深さも 1 m 前後にすぎない。しかしながら、当時大溝内には水が湛えられていたことが、堆積土の観察から明確である。水が張られた大溝は、外から見ると限りでは深さは分からない。

大溝とその背後にある外郭の材木堀は、弘田柵の終末期である 10 世紀後半まで存続した。弘田柵の在庁官人とされる清原氏は、外郭の景観を目視でき、溝を掘り材木堀を建てることの意味も構築法も熟知していたはずである。後に自らの居館を構築するに際して、城柵の外観を継承していることは、その防御性に加えて、権力の正当な後継者であることを示す意図も含まれているように思われる。弘田柵から大鳥井山への「官衙の模倣」は、いわば律令側内部での動きである。それに対して、律令側からいわゆる蝦夷の地への「官衙の模倣」も想定される。

北緯 40° 以北、米代川河口域に「野代村」（現在の能代市）が存在していた。ここは元慶の乱（878 年）において律令側に抵抗した「秋田城下賊地」の村として史料に登場する。律令側は、乱を収束させるために実態は不明ながら、「野代^{のしろたむろ}営」という拠点を置く。蝦夷の地に律令側が造り上げた施設が併存する事態となった。一方で 9 世紀後半から 10 世紀初頭の野代村周辺には、その縁辺に柵を巡ら

せる集落が複数成立する。その後、10世紀中頃以降に堀や土塁が構築される「囲郭集落」も現れるのである。同一の集落において、当初は柵列のみで堀を持たないが、改築後に堀や土塁を採用する例もあることから（第6図）、律令側の動きを契機とした集落形成が蝦夷の地でも取り入れられた可能性が高く、「官衙の模倣」いわば「堀の系譜」は、出羽に限定すれば城柵から清原氏居館へと同時に、城柵から囲郭集落への流れも想定できるのである。

3 原添下区域南東部の遺構群が語ること

当該地区の遺構群は、冒頭に紹介したように、L字形に開削されたSD II堀跡の屈曲部内側で検出された櫓状建物跡SB03と四面庇を含む大型掘立柱建物SB01 + SB02の存在に特徴がある。

(1) SB03櫓状建物跡を考える

城柵官衙あるいは律令期以降の櫓状建物跡を一覧した上で、このSB03の配置を確認すると大きな違和感がある。SB03は区画施設である堀内側隅部にあるものの、築地塀や材木塀といった構造物を示す遺構と接続していない。なお、堀内側に接して②SD01溝跡が検出されているが、調査所見から柵列等の構造物を埋設するための布堀溝ではないことが示されている。今後の調査でSD II堀跡の内側で柵列等の遺構が検出される可能性はないとは言えないが、現況で想定されることは、次の2点と考える。

①構造物と接続することなく櫓単独で存在していた。

②土塁等の盛土施設の上に櫓はあったものの、削平等で現在は遺構として確認できない。

一般的な想定は②であろうが、『陸奥話記』で安倍貞任軍の最後の拠点となった厨川柵には「柵の上に楼櫓構えて、鋭卒之に居る」（鋭卒は精鋭の兵士）とあり、柵列の上に櫓が置かれていた。清原氏の居館である大鳥井山遺跡もまた、櫓状建物は柵列に取り付く形であった。

それでは原添下区域南東部の櫓状建物周辺の景観はどのように推測できるのか。可能性のひとつとして払田柵跡の検出例から紹介する。

払田柵跡長森丘陵部の外郭は、沖積地にある北辺を除き、9世紀初頭の創建期には基底幅約3m、推定高3.6mの築地土塀であった。ところが、9世紀中頃に最初に改築される時には築地ではなく材木塀が外郭の区画施設となる。ただし、築地は全て撤去されたのではなく、高さ1m程の築地残骸を再利用して、ここに溝を掘り材木を建て並べていた。溝の深さは0.8～1m程度である。払田柵跡では土手状の高まりとして確認できていたが、これが後世において削平を受けたとすれば、溝の掘り込みは遺構として確認できないことになる。

改めて、原添下SB03の位置を確認すると、SD II堀跡内側の掘り込み面上端までの距離は3～4mある。この帯状の空閑地にL字形となる土塁状の施設があったのではないか。あるいは土塁の上に材木塀が建てられ、その隅部に櫓状建物を配置させていたのではないか。土塁の有無は、堀跡堆積土の観察等も必要であるが、堀掘削時の排土処理を考慮すれば、一定規模の盛土が存在していた可能性は高いと推測される。

(2) 北を向く大型掘立柱建物跡を考える

昨年度の本シンポジウムで箱崎和久氏が示された四面庇をもつSB01に梁行2間のSB02が付属する大型の掘立柱建物は、正面が北を向くという衝撃的な報告だった。「天子は南面する（天子は北を

背にして座り、南面する)」という中国古来の言葉を範とした古代日本における正面観もまさしく「南」であった。城柵内における建物も基本的には南が正面となり、筆者としては、北を向くという発想すらなかったのが実情である。

改めて、鳥海柵跡と同時期の建物跡を見渡して、北を向く例はあるのか。先の大鳥井山遺跡の南側、大鳥井山丘陵頂部平坦面にある四面庇建物跡（第7図、9SB01）を遺構の配置状況から北向きと推定した。身舎2間×5間の四面に庇のつく建物構造は、原添下の四面庇建物跡 SB01 と同じである。また両者は、大鳥井山が自然地形（崖）と大溝に画された 1,000 m²程、原添下南東部も自然地形（沢や段丘崖）と堀で画された 3,000 m²程の閉じられた比較的狭い空間の中心建物である。

さらに、北向きとなる両者の周辺を見渡すと、新たな共通点があることに気づく。建物の北方向先には「墓」が位置するのである。

大鳥井山では、建物跡から北に約 120m 離れた小吉山丘陵南端に方形の積石墓（11SY01、一辺 6.7m）が 1 基存在する（第9図）。高さ 0.7m の盛土・積石内部には凝灰岩を削りぬいた石櫃が 2 つ納められ、火葬骨が入れられていた。積石墓の北側には幅 2 m 前後の大溝跡（11SD08）が位置し、これは大鳥井山丘陵の四面庇建物跡（9SB01）の東側にある大溝跡（9SD04）との同時性が報告されている。すなわち、11 世紀中頃の構築とされる四面庇建物とこの空間を区画する大溝、積石墓と墓域を区画する大溝、それぞれが同時存在していたようである。

鳥海柵跡では、第三沢を挟んだ北側の縦街道南区域東部に、縦街道古墳群がある。本古墳群は、昭和 54 年に国道 4 号線金ヶ崎バイパス建設に伴う発掘調査で 20 基を越す古墳や古墳周溝が検出されていた（岩手県埋文 1981）。古墳は新しくとも奈良時代、8 世紀の構築であり、鳥海柵が存続していた時期とは著しくかけ離れている。ただし、調査前段階において墳丘が確認できる古墳が 4 基あったこと、周溝には 915 年とされる十和田 a 火山灰が堆積していることから、柵成立時にも当該地区内に古墳が認識され、これを「先祖墓」と見なしていた可能性がある。

なお、古墳群の南限には第三沢、北限を SD III 堀跡で区画されているが、大正末年頃に作製された『鳥海柵見取図』を参照すると（第8図）、SD III 堀が西端で南側に折れて古墳群を囲むような配置となるようである。大鳥井山でも積石墓の周辺は自然地形と大溝で画されていることから見て、鳥海柵成立に際して古墳群を区画することで先祖墓として位置づけたとの想定ができるのかもしれない。いずれにしても、鳥海柵全体の構造を把握するためにも、古墳群周辺の区画施設の有無、規模等の調査は不可欠と考える。

日本中世考古学の小野正敏氏によると、東国における中世前期の館の景観を図式化すると、「館＋寺院＋先祖墓＋氏神」であるとする（小野 2004）。原添下区域南東部の大型掘立柱建物、箱崎氏の報告例に従えば、寺院などの宗教施設の可能性が高い。とすれば鳥海柵内には少なくとも「寺院＋先祖墓」の要素は備わっていたと言える。このことから、大鳥井山遺跡の四面庇建物跡も宗教施設だったとの想定も可能となる。

建物が北向きであることは、その構造に律令期の建築様式を継承しつつも、古代的な価値観である「南面」という呪縛を自ら解き放ち、新たな発想を具現化したのが、鳥海柵であり、大鳥井山だったのではないか。このことが中世前期の居館の景観を先取りする形となったとも言えるのかもしれない。

おわりに

大平聡氏が安倍・清原氏居館の「堀の系譜」として取り上げた囲郭集落は、その一部や全体に堀・土塁等の区画施設を備えているものを指す。その構造や時期を含めて観ると、安倍氏の鳥海柵や清原

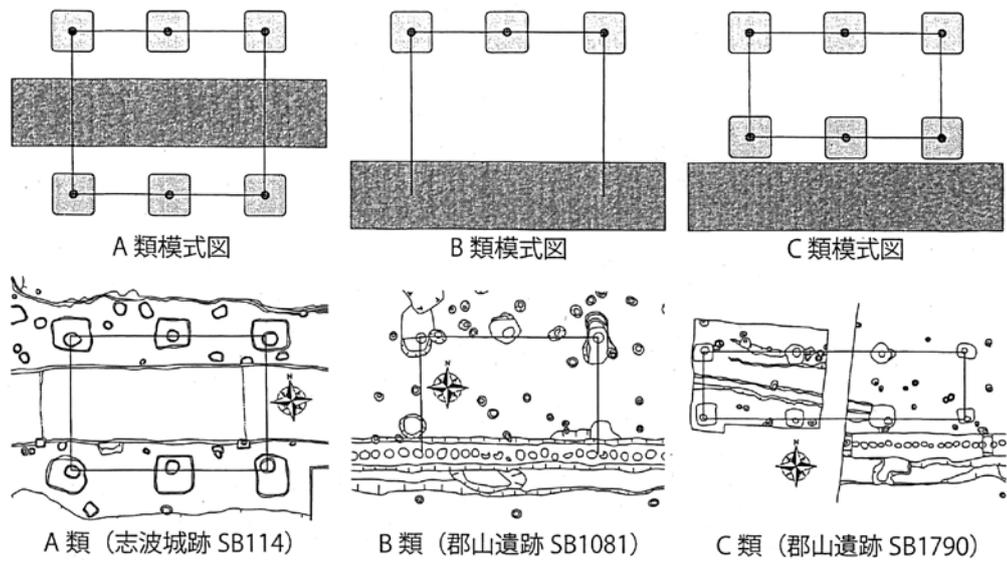
氏の大鳥井山も囲郭集落の一類型として捉えることができるのではないかと。ただし、当該集落が主に北緯 40° 以北の地に展開することから、地理的に隔絶する安倍・清原氏居館を結びつける思考はなかった。

ところが、大鳥井山遺跡の北約 5 km に位置する金沢城跡内で囲郭集落と目される遺構が平成 25 年に発見された（第 4 図、室野 2014）。城域の本丸東側の丘陵尾根部で南北約 50m、東西約 45m の規模で楕円状に囲まれた堀内部（約 1,000 m²）には少なくとも 6 棟の竪穴の窪みが認められ、堀の外側には土塁状の高まりも残されている。未調査で遺物も確認できていないことから、集落の成立時期は全くの不明と言わざるを得ないが、測量図面をみる限りでは囲郭集落そのものと推測される。金沢城跡は中世城館として周知されるが、一方で後三年合戦の最終決戦地である「金沢柵」の擬定地のひとつともされる。このような場で囲郭集落が確認されたことは単なる偶然にすぎないのだろうか。

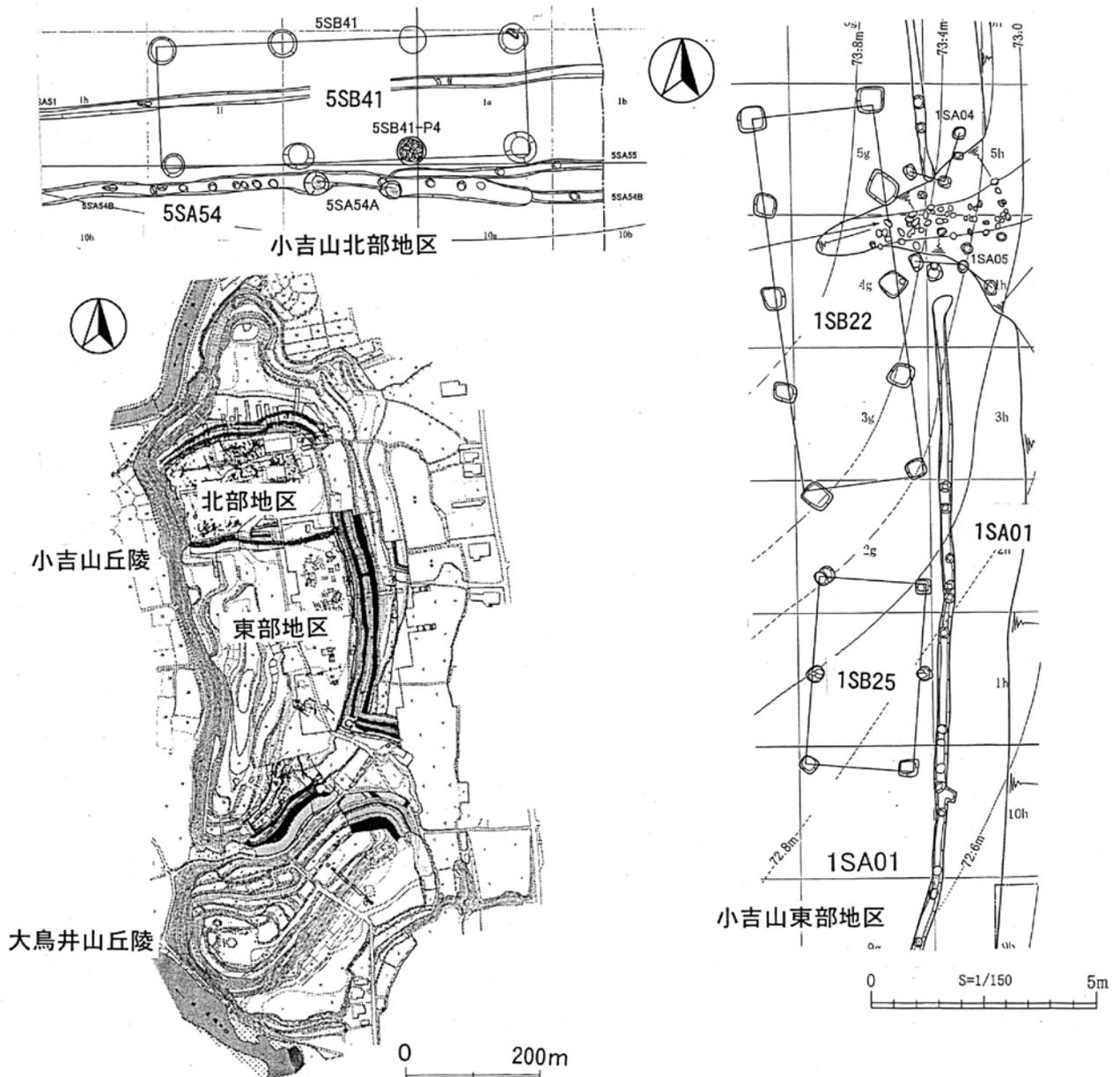
ここでは鳥海柵や大鳥井山が「囲郭集落」か否かを問うものではない。ただ、「堀の系譜」が城柵→囲郭集落→安倍・清原氏居館とし、安倍・清原氏居館が囲郭集落の一類型とすれば、中世的景観の端緒は囲郭集落に求められよう。その上で、古代的呪縛から解き放たれた安倍・清原氏居館こそが、中世の幕開けを示す拠点施設だったと改めて確認できるのである。

引用・参考文献

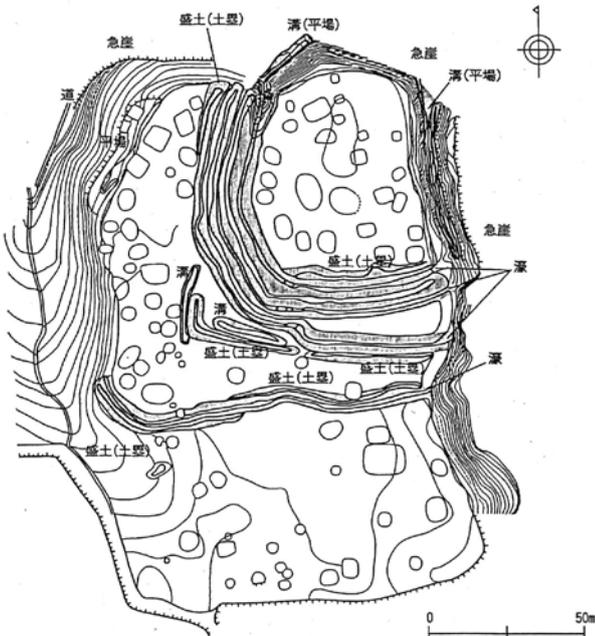
- 上田三平 1938 「城輪柵址」『史蹟精査報告』第三 文部省
東北大学東北文化研究会 1957 『蝦夷史料』
板橋源 1965 「胆沢城」『日本考古学年報』13 日本考古学協会
岩手県教育委員会 1972 『陸奥国徳丹城跡』岩手県文化財調査報告書第 20 集
古川雅清 1979 「東北地方古代城柵官衙の外郭施設—所謂「櫓」跡について—」『研究紀要』VI 宮城県多賀城跡調査研究所
岩手県埋蔵文化財センター 1981 「西根遺跡」『金ヶ崎バイパス関連遺跡発掘調査報告書 I』
宮城県多賀城跡調査研究所 1985 「第 47 次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1984』
小松茂美 1990 『慕帰絵詞』続日本の絵巻 9 中央公論社
斎藤忠 1992 「堀」『日本考古学用語辞典』学生社
斉藤利男 1992 『平泉 よみがえる中世都市』〈岩波新書〉岩波書店
熊谷公男 1992 「古代史からみた「柳之御所」跡」『歴史手帖』第 20 巻 10 号（228 号）名著出版
大平聡 1994 「堀の系譜」『城と館を掘る・読む』山川出版社
小野正敏 2004 「中世武士の館、その建物系譜と景観」『中世の系譜』高志書院
阿部義平 2006 「古代城柵の研究（二）」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 130 集
進藤秋輝 2006 「多賀城発掘」『古代を考える 多賀城と古代東北』吉川弘文館
横手市教育委員会 2009 『大鳥井山遺跡』横手市文化財調査報告第 12 集
黒田智章 2011 「古代城柵の櫓状建物跡に関する一考察」『青山考古』第 27 号 青山考古学会
金ヶ崎町教育委員会 2013 『鳥海柵跡』平成 22・23 年度（第 18・19 次）発掘調査報告書
室野秀文 2014 「中世山城 金沢城の遺構」『平成 25 年度後三年合戦金沢公開講座』資料
八重樫忠郎 2015 「掘り出された平泉」『平泉の光芒』東北の中世史 1 吉川弘文館
岩井浩人 2016 「古代集落遺跡の動態と金沢柵跡」『平成 27 年度後三年合戦金沢柵公開講座』資料
青森県史編さん通史部会 2018 『青森県史通史編 1』原始 古代 中世 （p411-図 6-51 から引用）



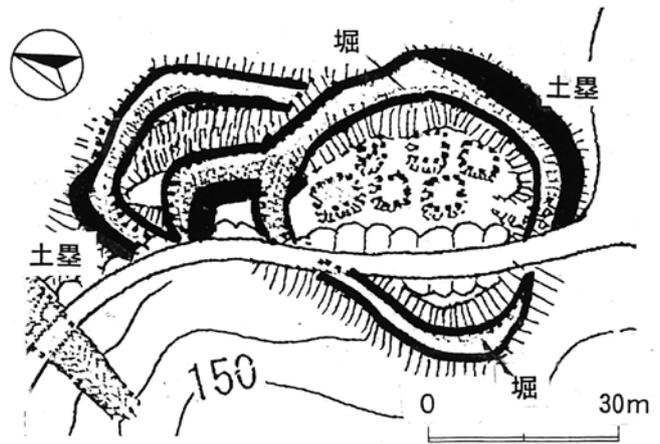
第1図 櫓状建物跡の分類模式図と実測図 (黒田 2011)



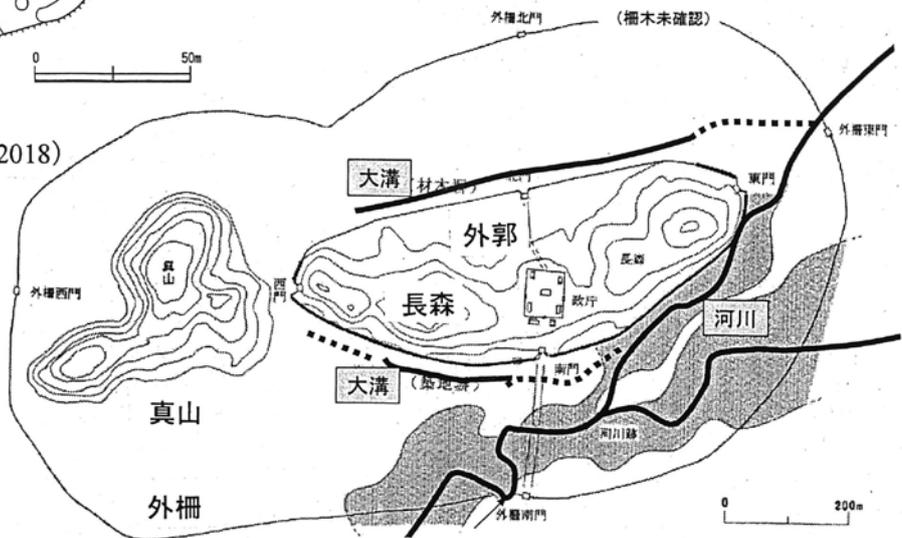
第2図 大鳥井山遺跡全体図と櫓状建物跡



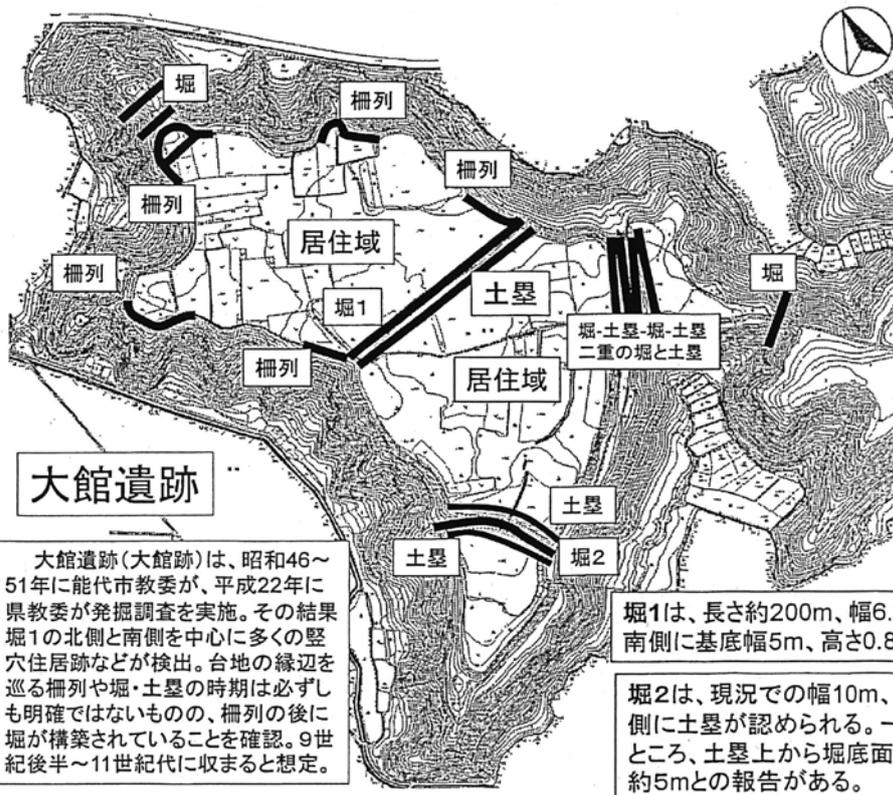
第3図 青森県山本遺跡の
 囲郭集落 (青森県 2018)



第4図 横手市金沢城跡内の囲郭集落 (室野 2014)



第5図 弘田柵跡全体図と「大溝」

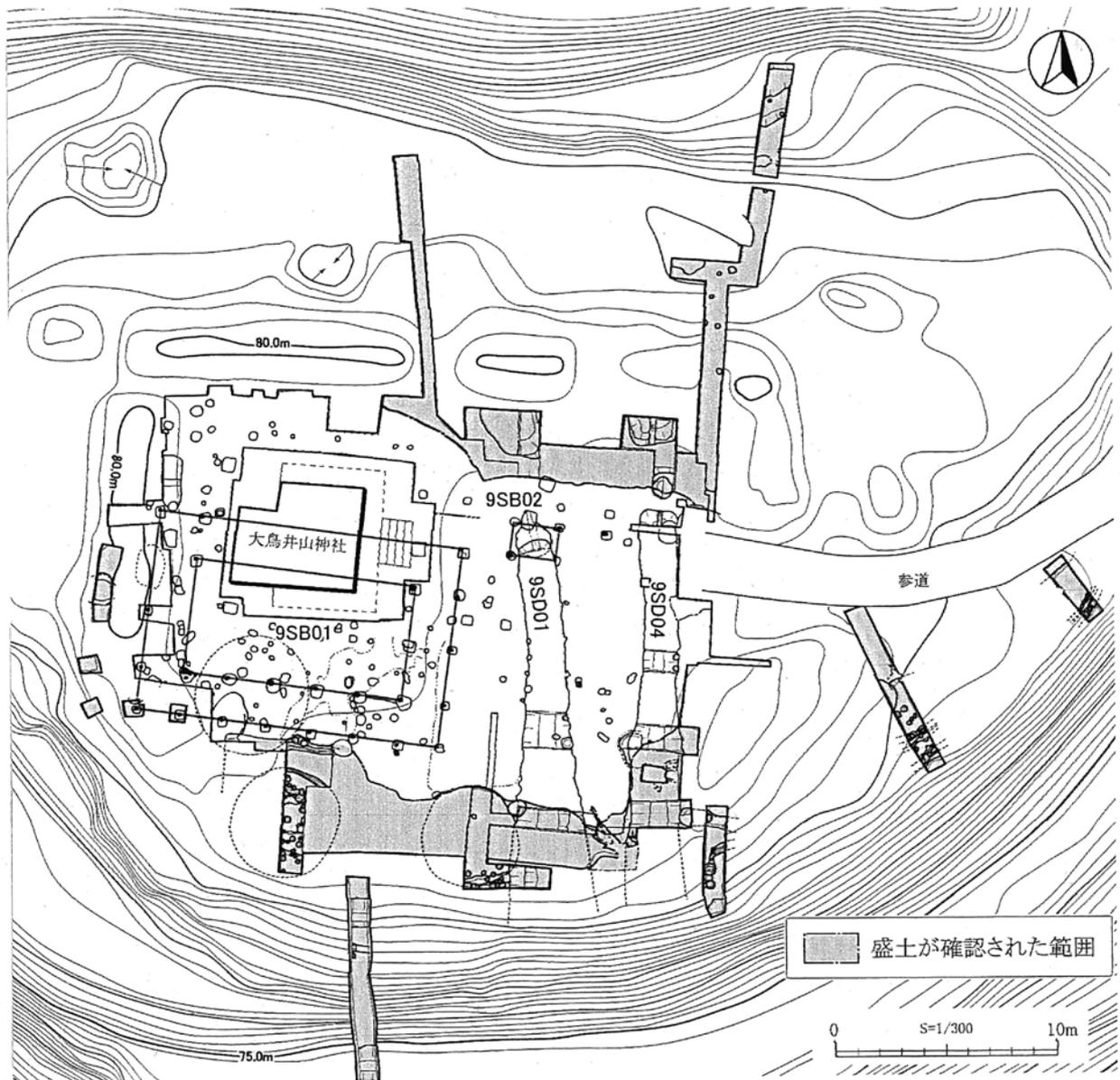


大館遺跡(大館跡)は、昭和46～51年に能代市教委が、平成22年に県教委が発掘調査を実施。その結果堀1の北側と南側を中心に多くの竪穴住居跡などが検出。台地の縁辺を巡る柵列や堀・土塁の時期は必ずしも明確ではないものの、柵列の後に堀が構築されていることを確認。9世紀後半～11世紀代に収まると想定。

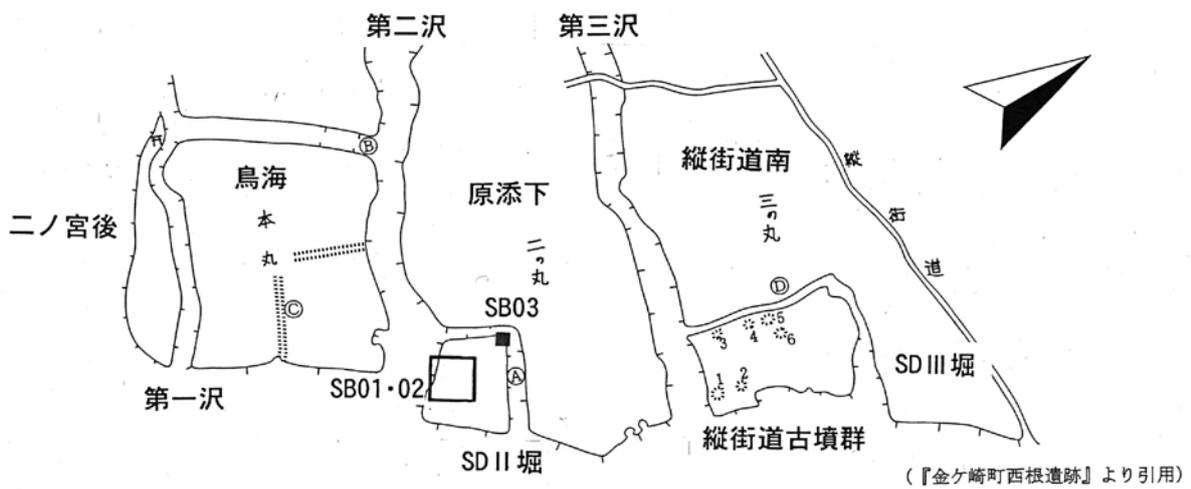
堀1は、長さ約200m、幅6.3m、深さ2m程南側に基底幅5m、高さ0.8mの土塁がある

堀2は、現況での幅10m、深さ2m程で両側に土塁が認められる。一部掘り下げたところ、土塁上から堀底面までの深さは、約5mとの報告がある。

第6図 能代市大館遺跡と区画施設



第7図 大鳥井山遺跡 大鳥井山丘陵頂部の建物跡と大溝



第8図 『鳥海柵見取図』にみる建物と古墳群の位置関係



第9図 大鳥井山遺跡 四面庇建物跡と積石塚の位置関係

平成31年2月9日

平成30年度国指定史跡 鳥海柵跡シンポジウム

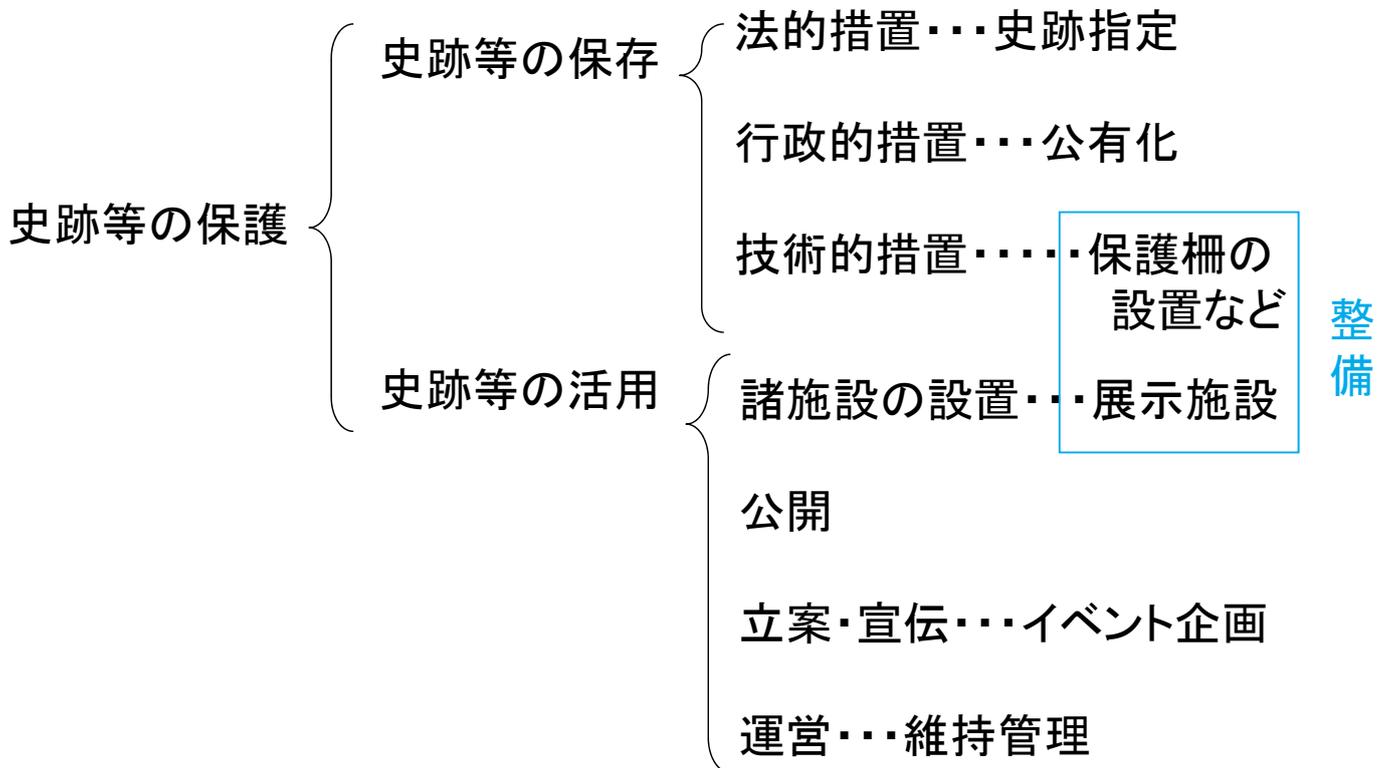
史跡鳥海柵跡整備について

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所文化遺産部
遺跡整備研究室長
内田和伸

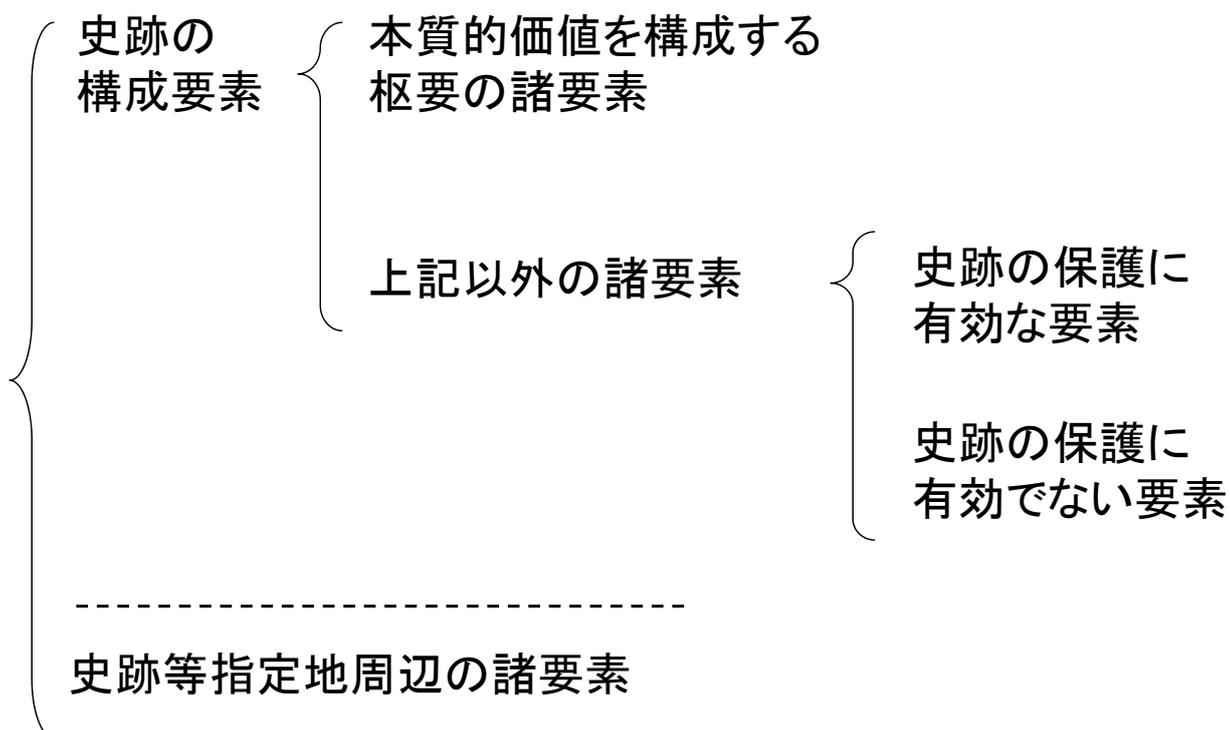
史跡鳥海柵跡の本質的価値とは (指定された理由)

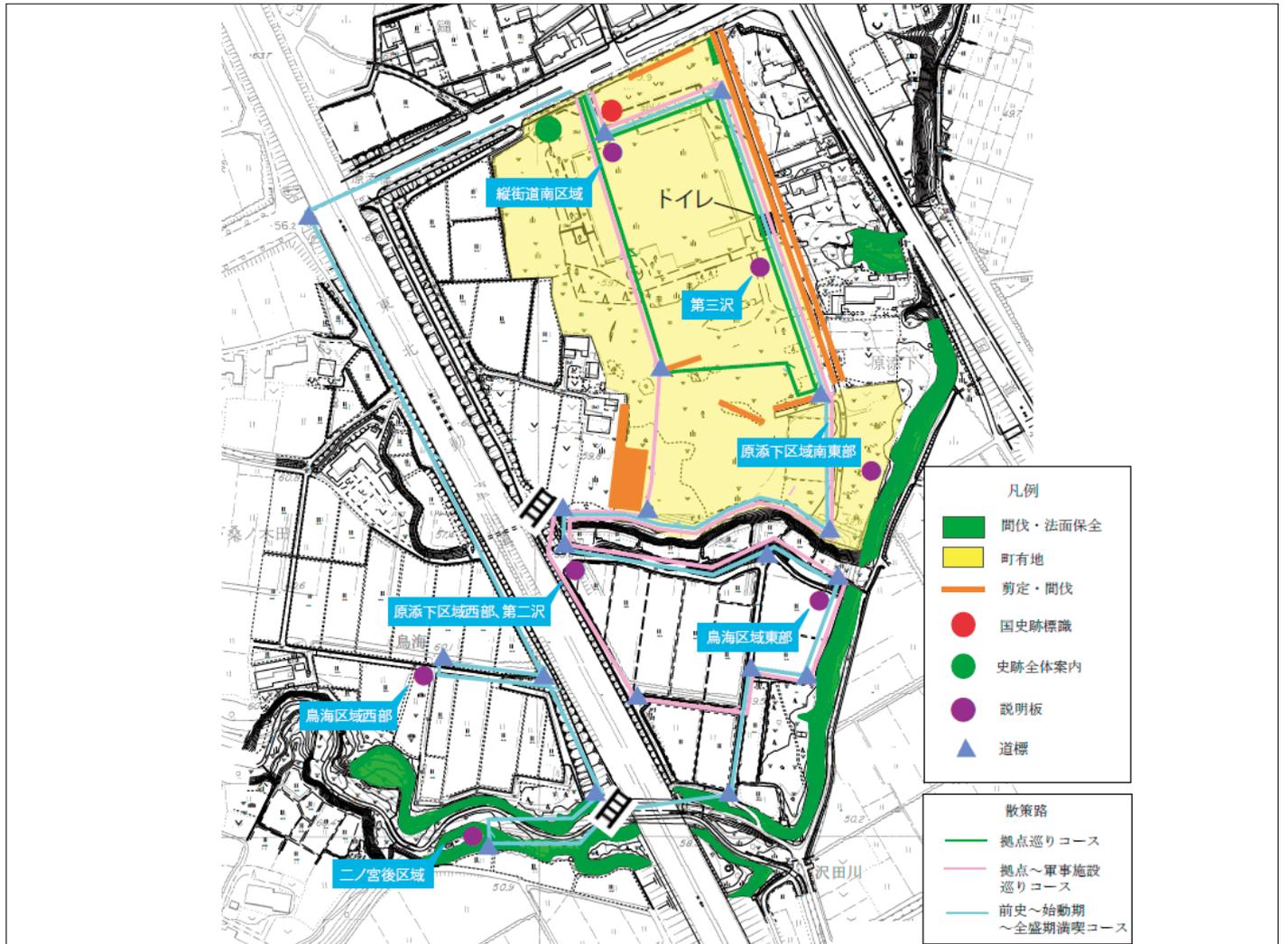
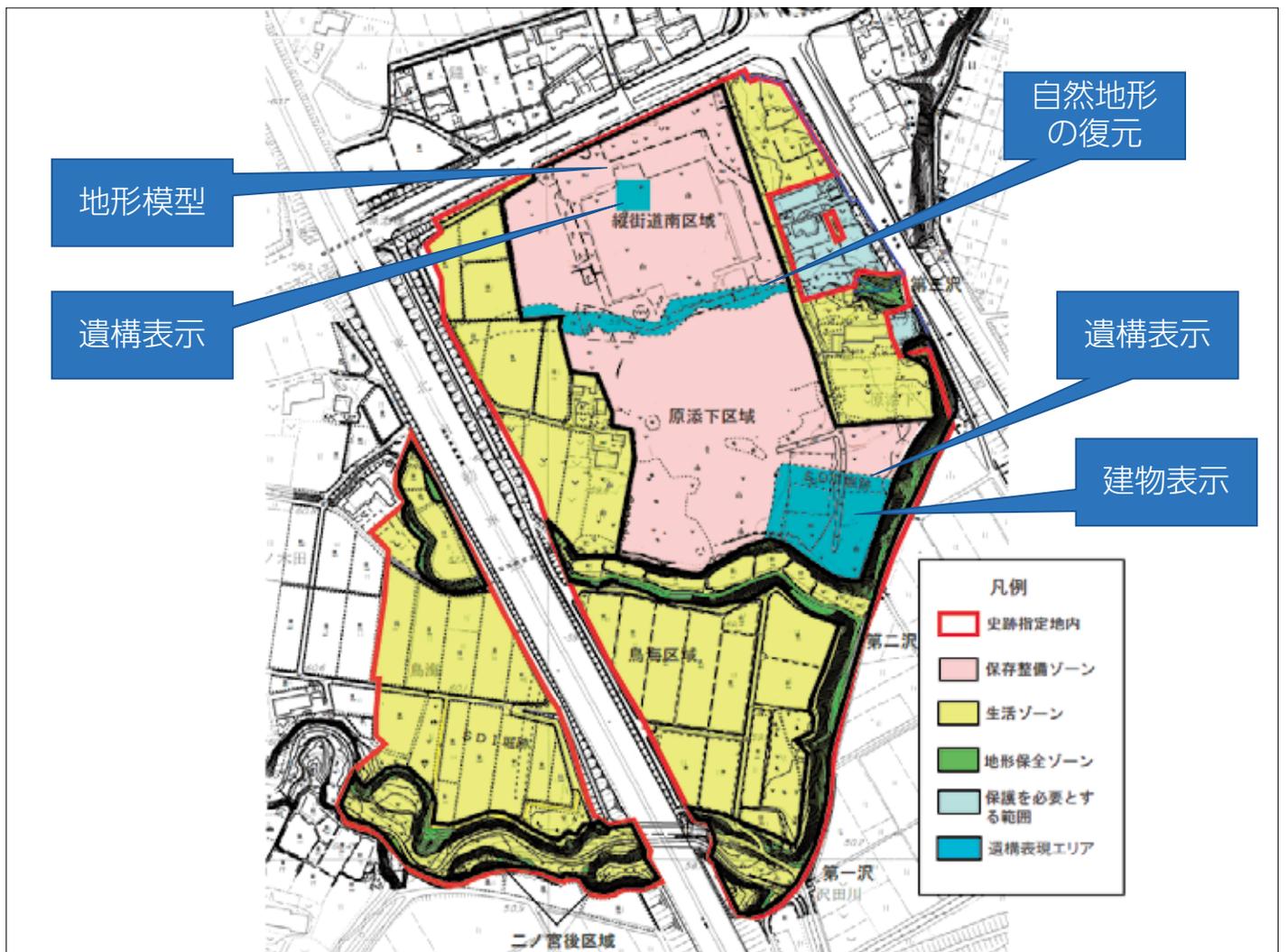
- 台地の末端部の地形を利用した柵跡。
- 四面廂付き掘立柱建物が検出されており、政治・儀式に関わる中心的な建物と考えられる。
- 『陸奥話記』に記される安倍氏が設けた12の柵の中心的な柵が鳥海柵。
- 柵主は安倍頼良の三男、鳥海三郎と称する安倍宗任。
- 柵は安倍氏の勃興から全盛期の状況を伝え、律令国家による支配から自立し、平泉で結実する奥州平泉文化の起源を知る上で重要。
- 柳之御所遺跡などとともに、東北で成立、発展した居館の在り方や都市計画の展開を知る上でも重要。

史跡等の保護は保存と活用



史跡の構成要素と遺跡の整備





整備事業の主な内容（検討中）

- 第三沢の復元（地形の復元、掘り起こし）
- 樹木伐採、斜面の保護
- 堀（溝）跡の表現
- 建物遺構の表示
- 地形模型の設置
- 管理施設（建物の復元的表示）の設置
- トイレの設置

- ARを用いた情報提供

市民参加の事例の紹介

- 整備工事の一部で体験学習
 - • • 五稜郭跡（北海道函館市）
 - • • 田熊石畠遺跡（福岡県宗像市）
 - • • 昼飯大塚古墳（岐阜県大垣市）
- 整備工事自体を市民参加で
 - • • 地蔵田遺跡（秋田市）
- ボランティアの組織化
 - • • 尖石遺跡（長野県茅野市）

古代の櫓状建物跡と庇付建物跡

宮城県多賀城跡調査研究所 古川一明

(1) 櫓状建物跡

概要

- ・東北地方の16遺跡で100例以上の調査例
- ・最古は7世紀後半の仙台郡山遺跡、最新は11世紀の大鳥井山遺跡
- ・外郭施設（溝・築地・材木堀）に付設
- ・襲来する外敵に高所から矢を射掛けられるよう一定間隔で配備
- ・外郭線の角や屈曲部、高所などに設置
- ・築地や土塁、堀などを跨ぎ自立する建物で屋根がある＝城櫓：74例
- ・築地や堀に寄せ掛けるように作られた建物＝棚櫓：32例

参考例

鳥海柵原添南東区 SB01 のような1間四面（1×1間）で、堀跡の内側に位置する櫓状建物跡は、宮城県の多賀城跡、壇の越遺跡、名生館官衙遺跡、桃生城跡などで同様の例を確認できる。

【1間四面の古代の櫓状建物跡の例】

- ① 宮城県大崎市 名生館官衙遺跡 第IV期外郭北辺（8～9世紀：土塁？を跨ぐ）
- ② 同上 第IV期外郭西辺（8～9世紀：材木堀内側）
- ③ 宮城県加美町 壇の越遺跡 西辺（8～9世紀：築地堀内側）
- ④ 宮城県多賀城市 多賀城跡 第IV期外郭西辺（10世紀：材木堀内側）

古代の1×1間の櫓状建物跡は、溝とその内側の土塁・堀等の区画施設に伴う。
1×1間の櫓状建物跡は、区画施設を跨ぐ形式か内側にある形式のいずれかである。
寄せ掛ける形式のものはない。
1×1間の櫓は4本の柱で自立する。

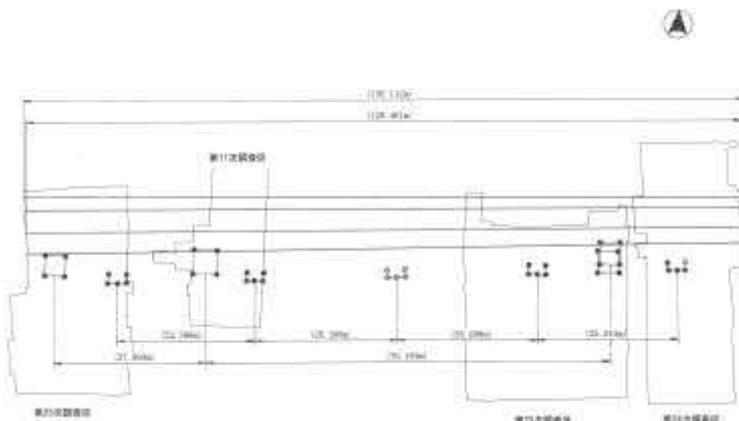


図1 名生館官衙遺跡第IV期外郭北辺櫓状建物の配置



図2 ①同 櫓状建物（SB1567・1568）



図3 壇の越遺跡 西辺区画施設と櫓状建物



図4 ③ 同 外郭西門南側の櫓状建物 (SB2014)

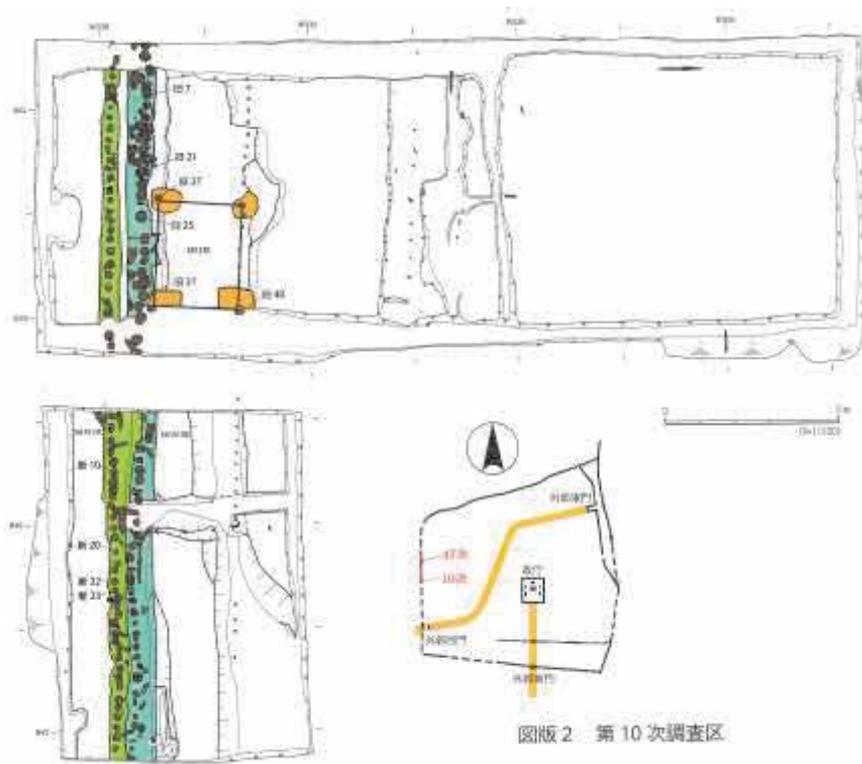


図5 ④ 多賀城跡 外郭西辺区画施設と櫓状建物 (SB1530)

(2) 庇付建物跡

概要

- ・多賀城跡実務官衙の主屋（庇付建物）は政庁方向を正面とし、南を向かない。
- ・城前官衙（北向き）、作貫地区官衙（西向き）など、政庁＝中枢施設に向く。
- ・前殿・細殿が付くものがある。
- ・館前遺跡、山王遺跡千刈田地区は国守クラス、八幡沖遺跡は介クラスの館。

参考例

9世紀以降の庇付建物として、館前遺跡、多賀城跡大畑地区、山王遺跡千刈田地区、八幡沖遺跡などがある。

【古代の大型掘立柱（庇付）建物跡の例】

- ⑤ 宮城県多賀城市 多賀城跡 城前官衙 主屋（8～9世紀：南北二面庇で北向き）
- ⑥ 同上 作貫地区 主屋（8～9世紀：西側庇で西向き）
- ⑦ 宮城県多賀城市 館前遺跡 主屋（9世紀前半：南に前殿）
- ⑧ 宮城県多賀城市 山王遺跡千刈田地区（10世紀前半：四面庇で南向き、北に細殿？）
- ⑨ 八幡沖遺跡（10世紀後半：四面庇で東向き、西に細殿？）

古代の実務官衙の主屋の大型掘立柱（庇付）建物では、南側を向かないものがある。これらの建物は中枢施設＝政庁や館の中心方向に向けられたとみられる。

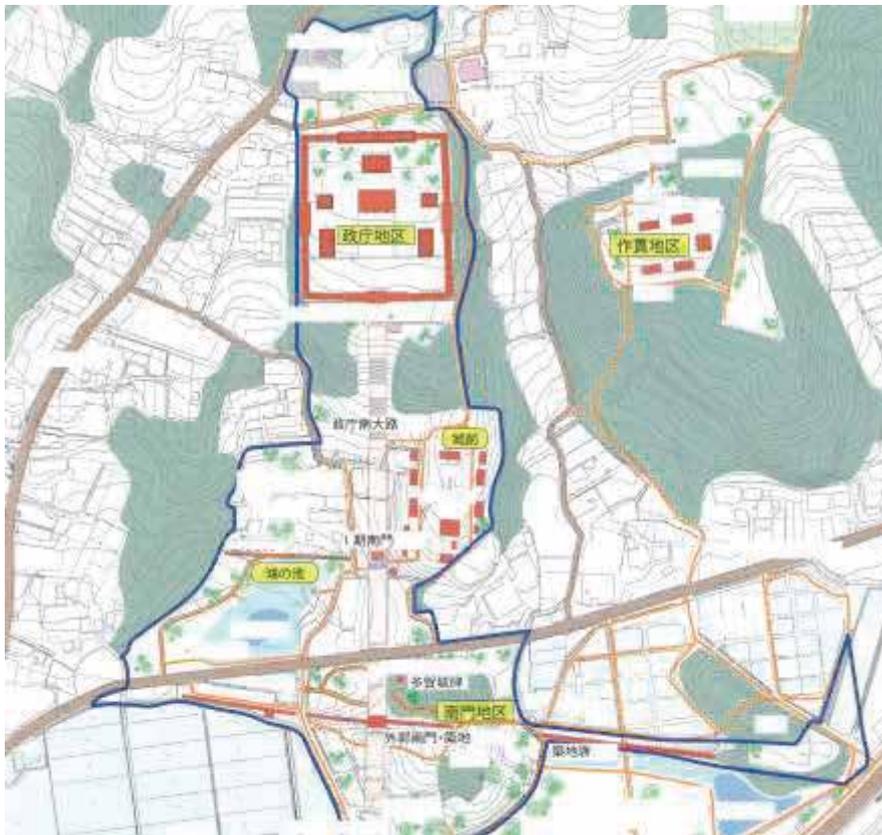


図6 多賀城跡 城前官衙⑤ 作貫地区官衙⑥ の方向

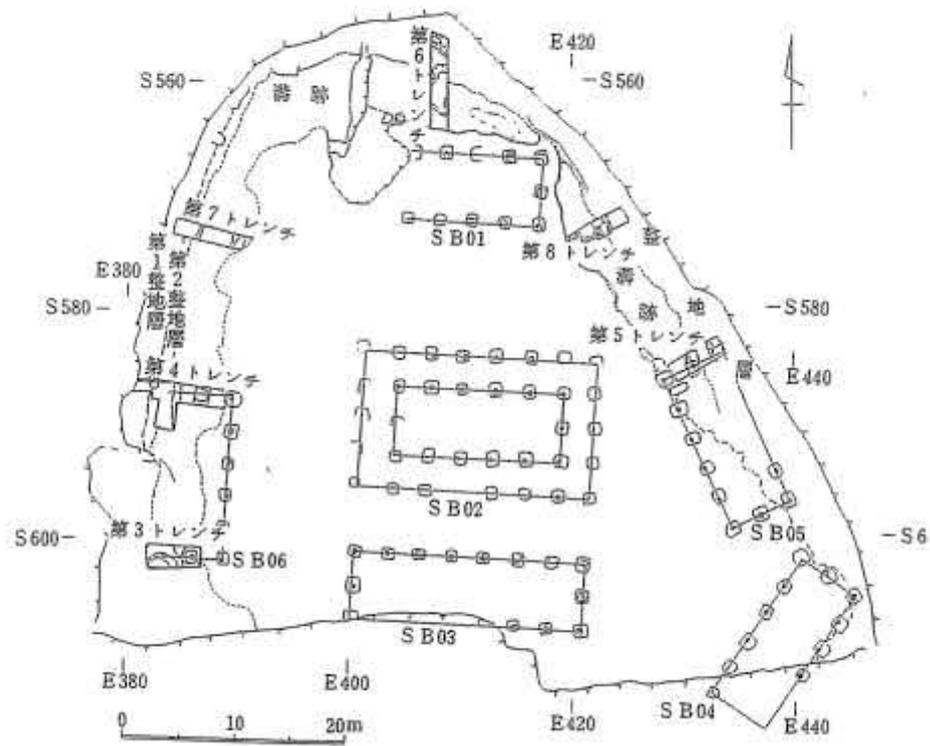
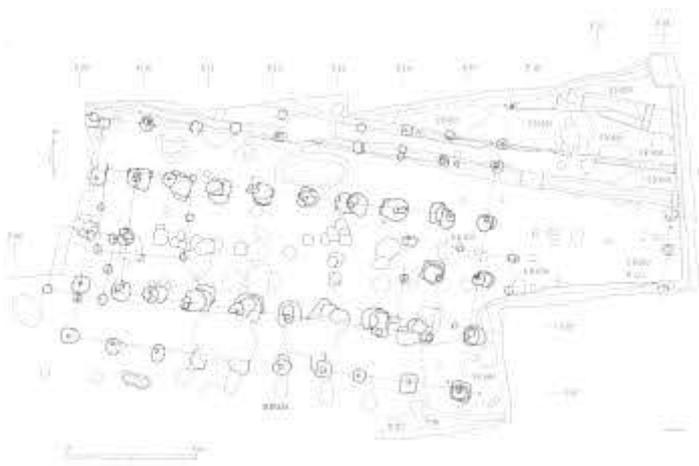


図7 館前遺跡 四面庇付建物跡と前殿 ⑦



← 図8 山王遺跡 千刈田地区 ⑧

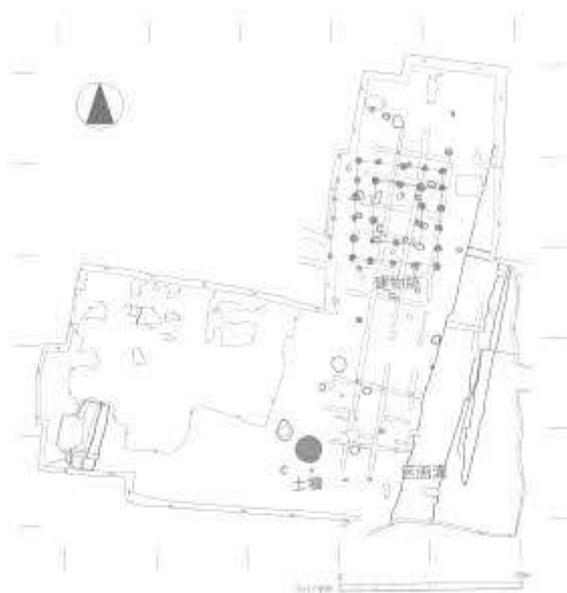


図9 八幡沖遺跡 ⑨ →

鳥海柵跡柱抜取り建物の謎と櫓状建物跡

本堂 寿一

1. 柱の抜取られた主殿級建物跡について

①縦街道南区域 SB01 建物跡 (3 ページ)

☆平泉誕生後の鎮魂的整地か？

②原添下南東部囲郭内 SB01 建物跡 (4 ページ)

☆清原氏による戦勝破壊か？

2. 四本柱櫓状建物跡について

①二ノ宮後区域 2 号掘立柱櫓状建物跡 (5 ページ)

◎鳥海柵生産工房に対する備えか？

②鳥海東部区域 SB04 掘立柱櫓状建物跡 (5 ページ)

◎鳥海柵軍営地に対する備えか？

③原添下南東部囲郭内 SB03 掘立柱櫓状建物跡 (4 ページ)

◎鳥海柵主郭に対する備えか？

3. 櫓 (矢倉) とは

新村 出編『広辞苑』から

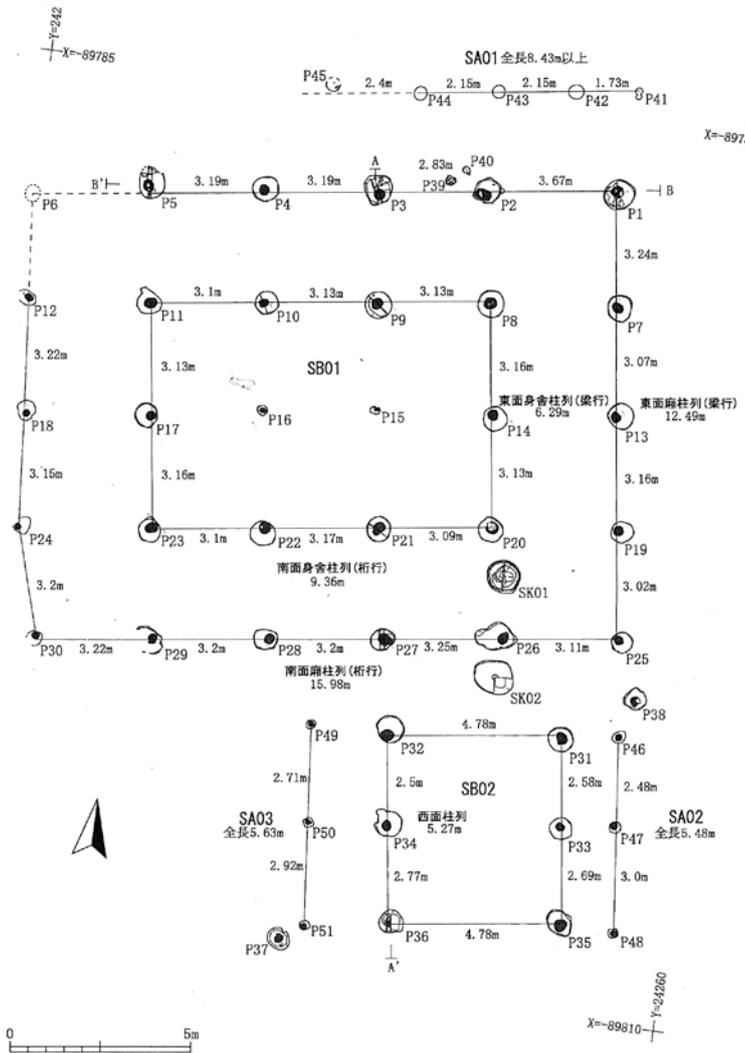
1. 武器を納めておく倉。
2. 四方を展望するために設けた高樓。(※「樓」とは二階建て以上の高い建築)
城郭建築では、敵情視察または射撃のための城門・城壁等の上に設けた楼。
3. 材木などを組み合わせて高く作った塔または台。

(※本稿引用の図版は主に、金ヶ崎町文化財調査報告書第 70 集『岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根 鳥海柵跡 平成 22・23 年度発掘調査報告書』平成 25 年から)

鳥海柵跡柱抜き建物跡と櫓状建物跡の検出位置図



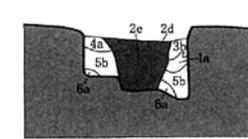
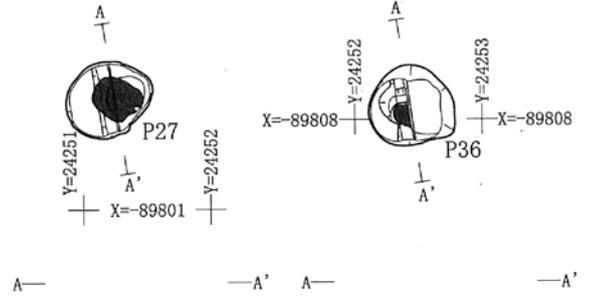
①縦街道南区域 SB01 建物跡と柱抜き状況



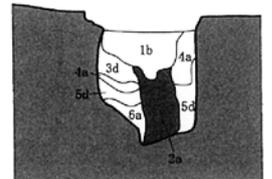
第23図 SB01・02掘立柱建物跡平面・断面図、SA01・02・03柱列平面図

基本土層

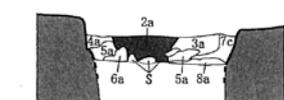
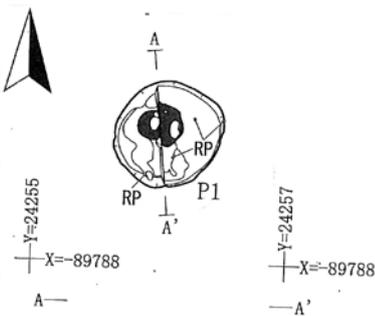
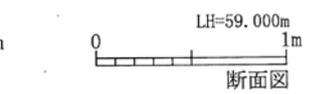
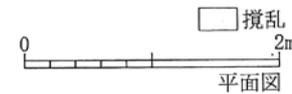
- 柱切取痕穴。
- 柱痕跡。10YR2/2黒褐色腐植土。しまりあり。粘性なし。
- 3・5・7・9. 柱掘方。10YR2/1黒色腐植土。しまりあり。粘性なし。
- 4・6・8. 柱掘方。10YR8/8黄橙色粘土。しまりあり。粘性ややあり。



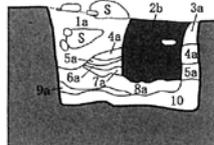
- 2d. 粘土ブロック30%含む。
2e. 粘土ブロック7%、炭化物・粘土塊少量含む。
3・5b. 含有物なし。
4・6a. 黒色腐植土15%含む。



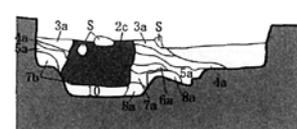
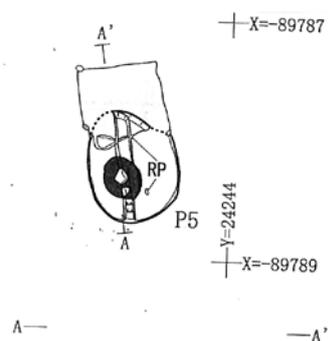
- 1b. 10YR2/2黒褐色腐植土。しまりあり。粘性なし。粘土ブロック20%。粘土塊・炭化物含む。
2a. 粘土ブロック7%、炭化物含む。
3・5d. 黄橙色粘土7%含む。
4・6a. 黒色腐植土15%含む。



- 2a. 粘土ブロック7%、炭化物含む。
3・5a. 黄橙色粘土15%含む。
4・6・8a. 黒色腐植土15%含む。
7c. 黄橙色粘土7%、土器の細片少量含む。



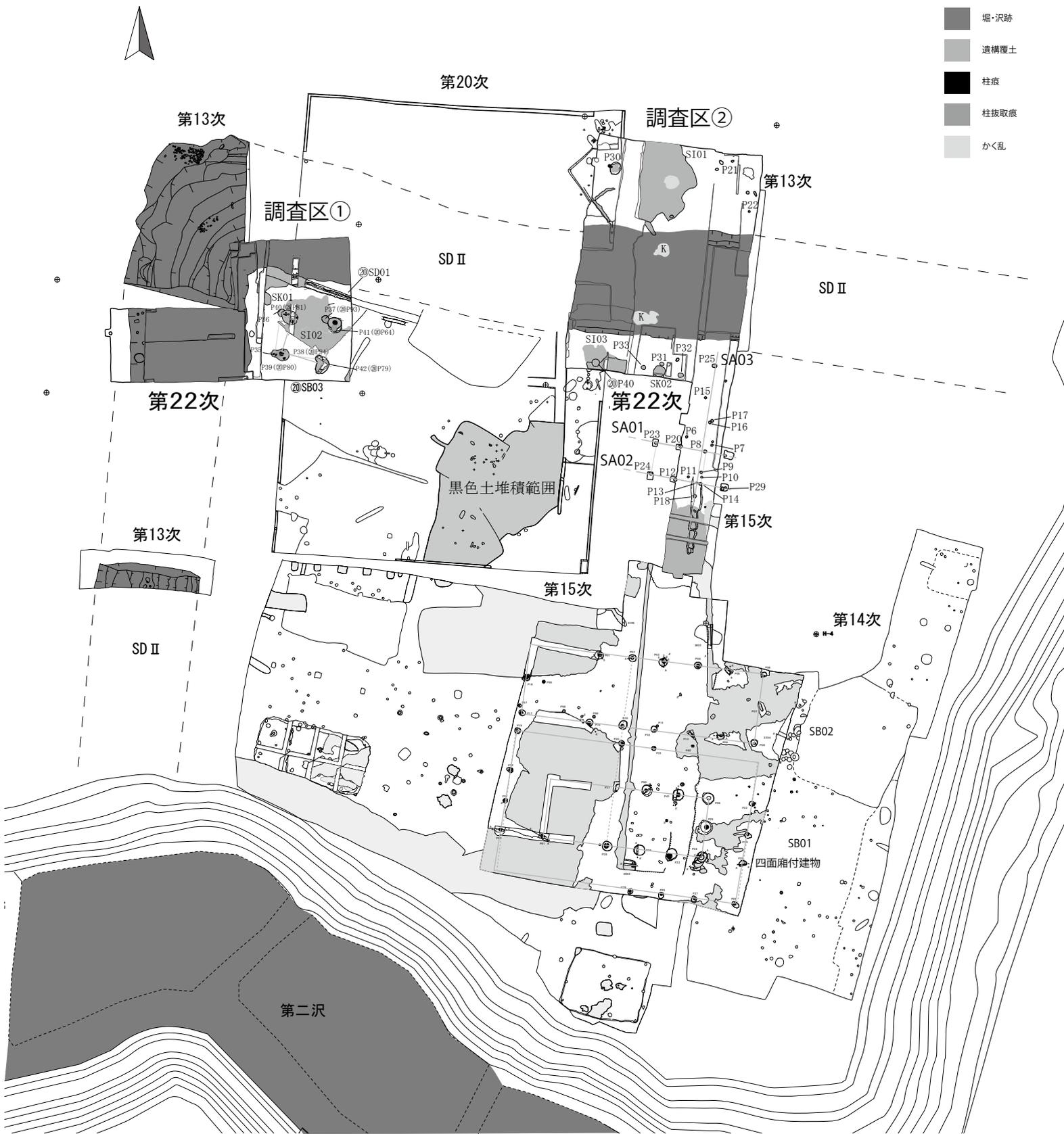
- 1a. 10YR2/2黒褐色腐植土。しまり・粘性あり。砂30%含む。
2b. 粘土塊・炭化物少量含む。
3・5・7・9a. 黄橙色粘土15%含む。
4・6・8a. 黒色腐植土15%含む。
10. 10YR7/8黄橙色粘土。しまりあり。粘性ややあり。砂含む。



- 2c. 粘土塊50%、粘土ブロック7%含む。
3・5・7a. 黄橙色粘土15%含む。
4・6・8a. 黒色腐植土15%含む。
7b. 含有物なし。
10. 10YR7/8黄橙色粘土。しまりあり。粘性ややあり。砂含む。

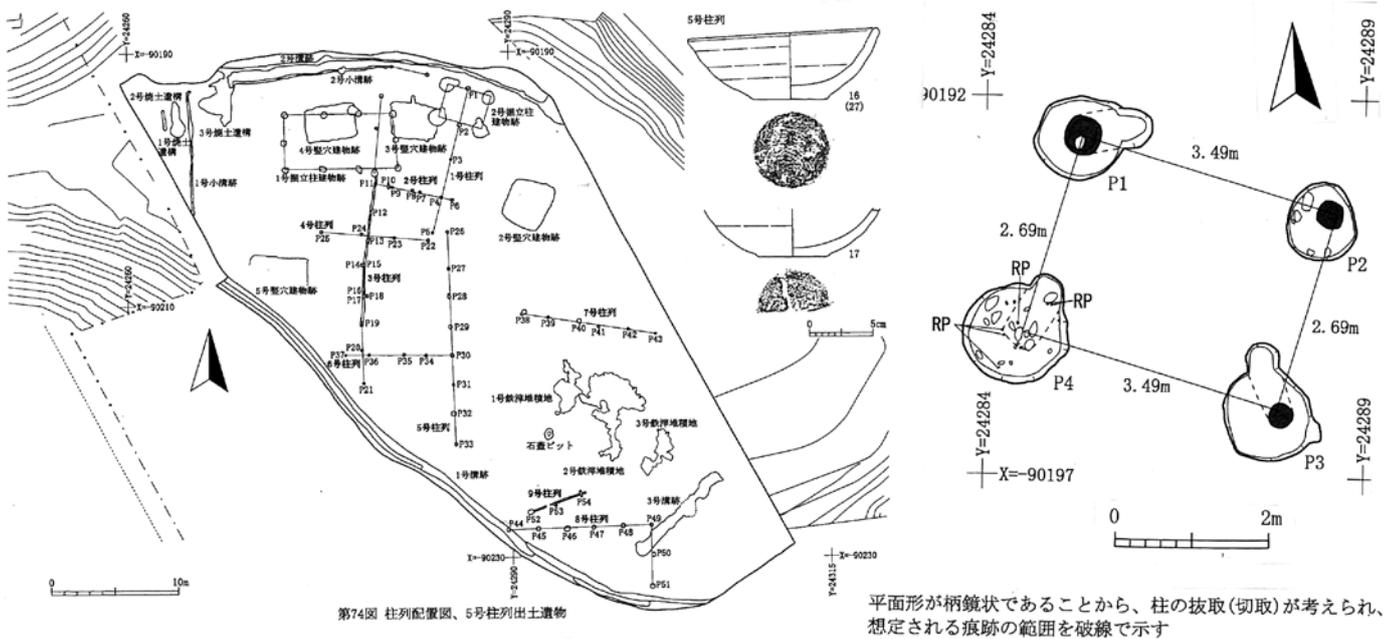
Y=24249

②原添下南東岡郭内SB01建物と櫓状建物SB03の配置位置

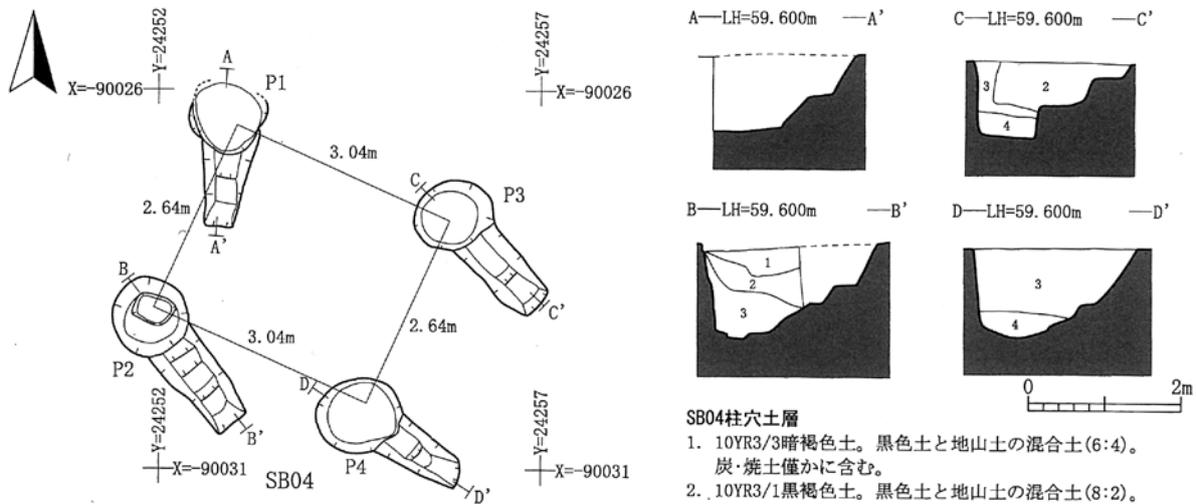


0 10m (1:400)

①二ノ宮後島状台地 2号掘立柱櫓状建物の配置と平面図



②鳥海区域東部櫓状建物跡 SB04 の平面と柱抜取り状況

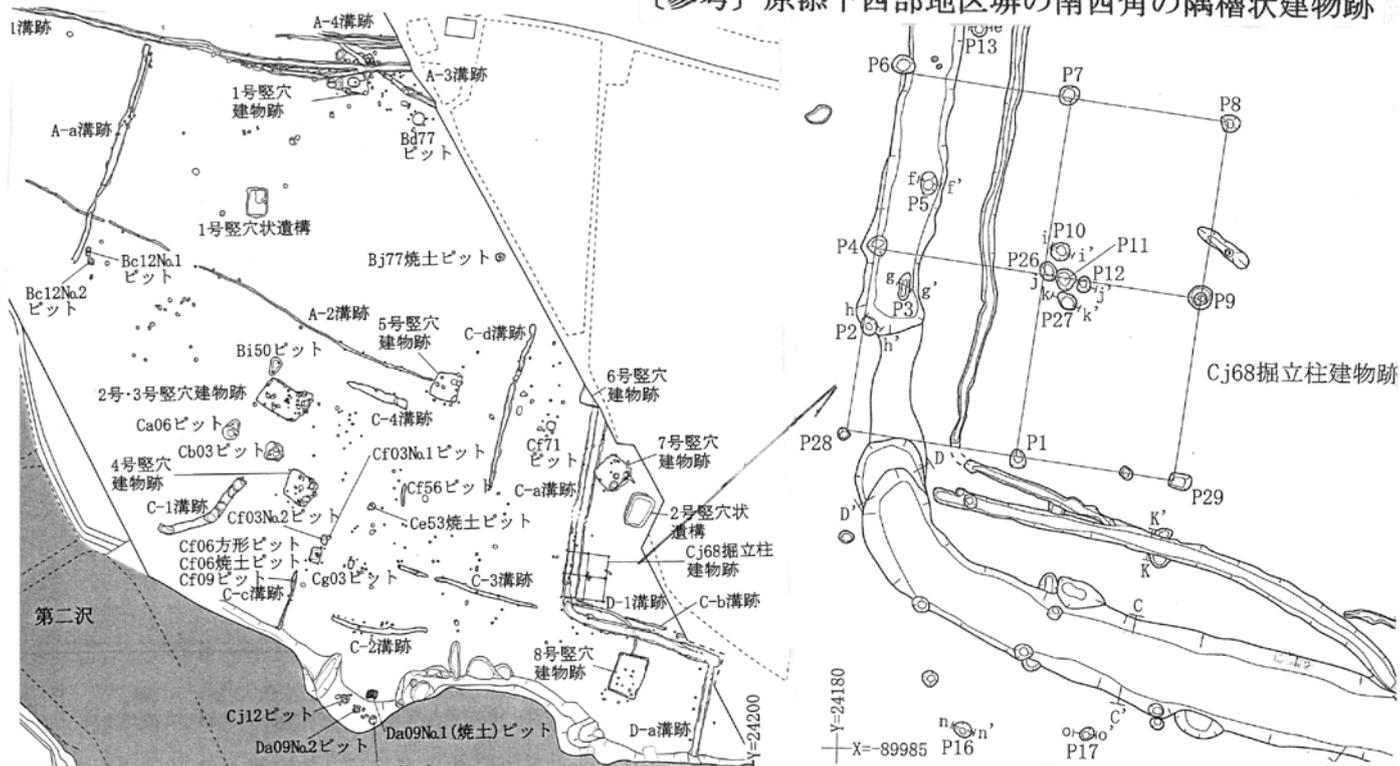


SB04掘立柱建物跡一覧表

柱穴名	平面形	掘方規模(m)	抜取穴規模(m)
P1	全体:柄鏡状 掘方:円形	底部の長形0.88、短径0.85 深さ0.98	長辺0.94、短辺0.38 検出面からの深さ0.9
P2	抜取穴:方形	検出面の直径1.0 底部の長形0.73、短径0.65、深さ1.24	長辺1.28、短辺0.48 検出面からの深さ1.06
P3		検出面の長形1.05、短径0.85 底部の長形0.75、短径0.70、深さ1.0	長辺1.20、短辺0.45 検出面から2段目の深さ0.57
P4		検出面の長形1.06、短径1.0 底部の長形0.9、短径0.85、深さ1.17	長辺1.0、短辺0.36 検出面からの深さ1.05

第117図 SB04掘立柱建物跡平面・断面図

〔参考〕原添下西部地区塀の南西角の隅櫓状建物跡



〔参考〕櫓と城郭（西ヶ谷恭弘著『戦国の城』関東編・1992から）

▶「後三年合戦絵詞」にみる金沢櫓の矢倉 本絵巻は南北朝時代に描かれた。中世城郭の矢倉の形態をよく伝える。



▶「粉河寺縁起」にみる櫓門 平安末期の豪族屋敷の入口を描いたもの。櫓には弓が常備されている。



▶井楼櫓 セイロウと呼ばれる櫓で、井桁状に組み上げた横材が支柱を支える構造だった。写真は逆井城。



▶戦国末期の物見櫓 北条氏繁により築かれた逆井城の発掘調査で確認された三間四方の櫓台から復原。



高橋 学「櫓と堀を考える」に対するコメント

箱崎 和久(奈良文化財研究所)

高橋学氏の講演では、櫓状遺構と堀について、文献や類例をひもときながら丁寧な分析を展開され、最後に原添下区の櫓状建物 SB03 と北を向く掘立柱建物について言及された。ここではそれらについて、簡単にコメントしたい。

櫓・櫓状建物について ここでは、高橋氏は①文献に見る櫓、②発掘資料にみる「櫓状建物跡」、③城柵・官衙の「櫓状建物跡」、④大鳥居山遺跡の「櫓状建物跡」について述べられた。

①では『日本三代実録』に現れる櫓について、進藤秋輝氏の説から、城櫓は「宇」、城柵櫓と郭柵櫓は「基」という序数詞で表現されていることから、前者は屋根を伴い、後者は屋根のない櫓であることを紹介している。筆者らも古代寺院の資財帳に現れる「宇」と「基」の助数詞に注意したことがある。宝亀 11 年 (780) の『西大寺資財流記帳』を見よう【史料 1】。ここで「基」を用いる建物は、弥勒金堂、中大門、東西楼門、塔であり、弥勒金堂と中大門は二重とあり、建物形式から見て塔は二重以上の建物になる。楼門には二重の記載がないことから、これは下層に屋根をもつ二重門ではなく、下層に屋根のない楼門と考えられる。すると、「基」を用いるのは二重以上、つまり外観が二階建て以上の建物で、「宇」を用いるのは単層の建物と考えられる。当然のことながら、これらは屋根をもつ。『日本三代実録』の記事は、屋根をもつ、もたないという指標でも理解できそうだが、資財帳の用法でも十分理解できそうである。つまり柵櫓とは、外観でも柵のようにみえる屋根のない二階建て以上の高樓を言い、単に櫓といえ、単層で壁や屋根のある建物を言うのであろう。したがって、後者は高橋氏が広辞苑を引いて言う武器庫に相当すると思われる。

②では先行研究とともに黒田智章氏の論考を紹介し、黒田氏の整理から③の櫓の分類を述べ、A類を城櫓、B類とC類を柵櫓と紹介するが、外郭施設をまたぐように構築されたA類を城櫓、つまり進藤氏の紹介する屋根のある櫓とするのは、志波城跡に復原された櫓のイメージとは異なって違和感がある。A～C類は堀との関係や柱配置から名称を決められるものではなく、上部構造を検討し、いわゆる武器庫を櫓と呼ぶ場合が古代においてもあるのかどうかを含め、さらなる課題と思う。

堀について ここでは高橋氏は堀の系譜と枳田柵跡「大溝」の評価について述べて

【史料 1】『西大寺資財流記帳』宝亀十一年(七八〇)

金堂院
藥師金堂一宇〔長十五丈九尺 廣五丈三尺〕
(中略)
彌勒金堂一基〔二重、長廿丈六尺 廣六丈八尺〕
(中略)
中門一宇〔長七丈八尺 廣三丈〕
東西脇門二宇〔各長二丈 廣二丈八尺五寸〕
中大門一基〔二重、長九丈 廣三丈七尺〕在鐸八口
東西樓門二基〔各長二丈六尺 廣二丈〕
塔二基〔五重各高十五丈〕
(後略)

いるが、その内容についてはコメントできる技量を持ち合わせていない。堀を考える上で気になるのは、その性格もさることながら、やはり水をたたえることができたかどうかと、堀を掘った土をどうするか、という点と思う。鳥海柵跡の原添下区の堀は、水をたたえることはないと思われるため、堀に伴う遮蔽施設がなければ防御機能は低いと考えざるを得ない。堀を掘った土を土塁などに利用したかどうかは、発掘調査でその証拠をつかめるかどうかは鍵である。

原添下区の SB03 について 高橋氏は類例を踏まえて原添下区の SB03 について考察し、築地塀や材木塀といった遮蔽施設の遺構と接続していないことを指摘し、SB03 と SDⅡ堀との間の幅 3～4 m に土塁状の施設があったのではないかと述べている。すなわち、堀の排土を考慮して一定規模の盛土が存在した可能性が高いと考えた。浅利英克氏の報告によると、SDⅡ堀は上幅 8～12m、下幅 1 m 前後、深さ約 3.2m といひ、土塁のような形状では、堀の排土は SB03 から SDⅡまでの幅 3～4 m には納まらなるとみられる。基底幅が広い土塁であれば、その上に櫓を建てる方が高い建物を造ることができると思われ、遮蔽施設に登れば櫓は必要なくなる。

そもそも SB03 が櫓になりうる基礎構造をもつのか検討することも必要だろう。浅利氏の報告では、SB03 について柱穴の掘方と抜取穴の平面規模や深さを示しているが、断面図や想定できる柱径が示されていないため、上部構造を検討するための情報が不足している。平面規模の割に深さは深く、高樓状の建物になる可能性はあると思われるが、いずれにしても、その規模から、またこうした建物が 1 基しか検出されていない現況からみて、堀内の施設の防御を目的とした櫓と考えるのは妥当かどうかとも議論する余地があるだろう。

一方、SB03 の北方にはこれと平行する SD01 溝がある。新旧 2 時期ある流路で、遺構図では SB03 の東にもよく似た溝が描かれている。SD01 溝は SDⅡ堀より新しいと言ひ、この溝が SB03 とセットになるとすれば、このとき SDⅡ堀は埋まっていることになる。また SD01 溝が機能している時期は、この位置に土塁などを想定できない。堀から出土する遺物は、堀埋め立て時の遺物の可能性があり、堀を掘削した時期や堀が機能していた時期については検討を要する。筆者の情報不足によるコメントになってしまったが、遺構の十分な整理と解釈がまず必要である。

北を向く大型掘立柱建物について 高橋氏は大鳥居山遺跡にも大溝に画された北向きの四面廂建物があることを指摘された。鳥海柵原添下区の大鳥居山遺跡の立地は、北を堀で区画して南に自然の谷が存在する地勢であり、北からアプローチするほかない。ここに南向きの建物を区画の北に寄せて建てると、建物の背後から入って、正面に回り込まなければならなくなる。このため実用的な面を考えて建物を区画の南に寄せたのではないかと推定する。墓との関係が認められればおもしろいが、大鳥居山遺跡との相違点も考えなければならない課題と思う。なお大鳥居山遺跡の四面廂建物が北を向くかどうかは、大溝のめぐり方とも関係し、現状では判断が難しい。アプローチや建物の利用法を含めて検討しなければならないと思う。

原添下区の大鳥居山遺跡について、箱崎が昨年の報告で寺院の例を挙げたことから、高橋氏はこの建物を寺院などの宗教施設の可能性があるといひ指摘された。昨年度報告した箱崎の事例は、現存する寺院建築と寺院の資財帳だったが、これはそれ以外の有効な古代の事例が見当たらないといった史的制約によるもので、こうした建物がただちに宗教施設と考えるわけにはいかない。古代において建物の平面（とりわけ梁行）規模を大きくするには、建物を前後に並べる方法は有効であり、屋根に谷ができる弱点を抱えても用いられる手法だったのである。現在でも大陸の民家などに見られることを勘案すれば、日本の古代においても寺院に限らない一般的な建築手法であった可能性はあると思う。宗教施設以外の性格も視野に入れておくべきだろう。

MEMO

MEMO
